

宇土市第3期障がい者プラン  
宇土市第5期障がい福祉計画  
宇土市第1期障がい児福祉計画

平成30年度～平成35年度

平成30年度～平成32年度

平成30年度～平成32年度

平成30年3月

宇 土 市



# はじめに

今日、少子高齢化の進行、経済的困窮や社会的孤立の問題など、地域における福祉課題は多様化、深刻化しています。

そのような中、本市では、「安心」「元気」「協働」を基本理念とし、「みんなでつくろう元気な宇土市！」を将来像に掲げ、魅力あるまちづくりを目指して、市民と行政が力をあわせて「みんなの力」で元気な宇土市をつくりあげていけるよう努めております。



また、障がい者福祉の分野におきましては、「障がいのある人、ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「宇土市第2期障がい者プラン・第4期障がい福祉計画」のもと、障がい者の方々が自立して社会の中で生活していくために、福祉サービスの充実を図るなど障がい者福祉施策を推進してまいりました。

今回、現行の計画期間が平成29年度末をもって終了することから、計画の進捗状況及び近年の障がい者を巡る社会状況の変化を踏まえ計画の見直しを行うとともに、児童福祉法の改正に基づき、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築について検討し、障がい者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、新たに「宇土市第3期障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、計画の実現に向けて、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のおなごの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、関係各位に感謝を申し上げますとともに、アンケート調査等に御協力を頂きました多くの皆様に対し、心から御礼申し上げます。

平成30年3月

宇土市長 元松茂樹



# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定体制と過程	2
(1) 計画の策定体制	2
(2) 実態調査	3
(3) 関係団体からの意見聴取	3
第2章 障がい者等の状況	4
1. 人口の動向	4
(1) 人口構造	4
(2) 年齢3区分別人口の推移	5
2. 身体障がい児・者の状況	6
3. 知的障がい児・者の状況	7
4. 精神障がい児・者の状況	8
5. 難病患者の状況	9
6. 障がい者雇用の状況	10
7. 特別支援学校、特別支援学級の状況	11
第3章 基本理念	13
第4章 障がい者施策の展開	14
1. 安全・安心な生活環境の整備	14
(1) 住宅環境の整備	17
(2) 外出支援の整備	17
(3) アクセシビリティに配慮したまちづくりの総合的な推進	18
2. 情報アクセシビリティの向上	18
(1) 情報アクセシビリティの向上	21
3. 防災、防犯等の推進	21
(1) 防災対策の推進	24
(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	25
4. 障がいに対する理解と交流の促進	25
(1) 障がい者への理解と差別解消の促進	27
(2) 福祉教育の充実	28
(3) 精神障がい者の社会参加	28
(4) ボランティア活動の振興	28

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	29
(1) 意思決定支援の推進	32
(2) 相談支援体制の構築	33
(3) 在宅福祉サービスの充実	33
(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実	34
6. 保健・医療の推進	34
(1) 保健・医療の充実	35
(2) 精神保健対策の充実	36
(3) 難病に関する保健・医療施策の推進	37
(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	37
7. 雇用・就業，経済的自立の支援	37
(1) 総合的な就労支援	40
(2) 経済的自立の支援	42
8. 教育，文化芸術活動・スポーツ等の振興	42
(1) 療育の充実	45
(2) 学校教育の充実	46
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	47
(4) 文化芸術活動，スポーツ等の振興	47
第5章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	48
1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標	48
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
(3) 地域生活支援拠点等の整備	49
(4) 福祉施設から一般就労への移行	50
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	51
2. 障がい福祉サービス等に関する各サービスの見込量	53
(1) 訪問系サービス	53
(2) 日中活動系サービス	54
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援	57
(5) 障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援	58
(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	60
3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	60
(1) 理解促進研修・啓発事業	60
(2) 自発的活動支援事業	61
(3) 相談支援事業	61

(4) 成年後見制度利用支援事業 .....	62
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 .....	63
(6) 意思疎通支援事業 .....	63
(7) 日常生活用具給付事業 .....	64
(8) 手話奉仕員養成研修事業 .....	65
(9) 移動支援事業 .....	65
(10) 地域活動支援センター事業 .....	66
(11) 訪問入浴サービス事業 .....	67
(12) 日中一時支援事業 .....	67
(13) 社会参加促進事業 .....	68
第6章 計画の推進体制 .....	69
1. 計画の推進のために .....	69
(1) 制度の普及啓発 .....	69
(2) 障がい者ニーズの把握・反映 .....	69
(3) 地域社会の理解促進 .....	70
2. 推進体制の整備 .....	70
(1) 計画の達成状況の進行管理 .....	70
(2) 人材の養成確保及び資質の向上 .....	70
(3) 庁内推進体制の整備 .....	71
(4) 関係機関等の連携 .....	71
3. 宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿 .....	72
4. 用語集 .....	73



# 第1章 計画の概要

## 1. 策定の趣旨

急速な高齢化の進行に伴う身体障がい者の増加や発達障がい、情緒障がいなどのある児童・生徒の増加、さらに現代社会におけるストレスなどを要因とした障がいの増加や重度化・重複化の傾向がみられます。

本計画は、近年の障がい者を巡る社会状況の変化を受け、平成24年3月に策定した「宇土市第2期障がい者プラン」と、平成27年3月に策定した「宇土市第4期障がい福祉計画」を見直し、本市において障がいのある人、ない人にかかわらず、ともに安心して暮らせる社会の実現を目指し、策定しました。

表記の取扱いは熊本県において定めた基準に準じています。具体的には下記のとおりです。

(1) 「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記するか又は他の言葉を使います。

例) 「障害者」→「障がい者」, 「視覚障害者」→「目の不自由な方」など

(2) 法令, 条例, 規則, 要綱等若しくはこれらを引用する文書において法律用語として用いる場合又は事業名, イベント名, 団体名等固有名詞として用いる場合については, 従前どおりとします。

## 2. 計画の位置づけと期間

障がい者プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)です。

市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」です。

これらは、障がい者プランの中の「生活支援」、「雇用・就業」に係る施策の実施計画的なものとして、3 年を 1 期として策定する計画です。

障がい者プランの計画期間は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

## 3. 計画の策定体制と過程

### (1) 計画の策定体制

この計画は、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長等により構成する「宇土市障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容などについての検討を行いました。

## (2) 実態調査

計画策定にあたっては、障がい者の生活実態やニーズなどを把握分析するため、宇土市において身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、障がい福祉サービスや児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を利用している方の中から抽出しアンケート調査を実施しました。

(調査の方法) 郵送による配付，回収。

(調査の期間) 平成 29 年 7 月 17 日 (月)～平成 29 年 8 月 9 日 (水) まで。

(回収結果)

	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
障がい者	1,000 人	531 人	53.1%
障がい児	200 人	92 人	46.0%

## (3) 関係団体からの意見聴取

障がい者の生活と関連の深い施設，団体，当事者等から，障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

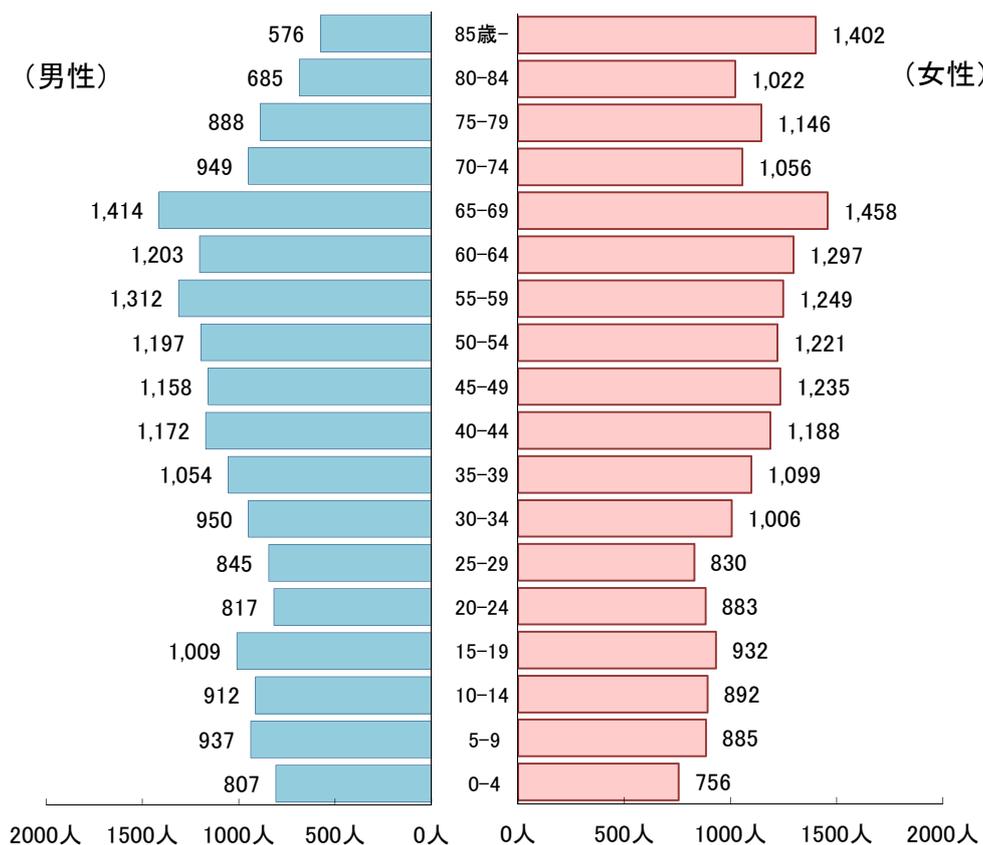
## 第2章 障がい者等の状況

### 1. 人口の動向

#### (1) 人口構造

本市の総人口は平成29年3月末現在37,442人であり、うち、男性は17,885人、女性は19,557人となっています。そのうち、高齢者の人口は10,596人となっており、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は28.3%となっています。高齢化率は男性（25.2%）よりも女性（31.1%）の方が高くなっています。

図表1 人口ピラミッド



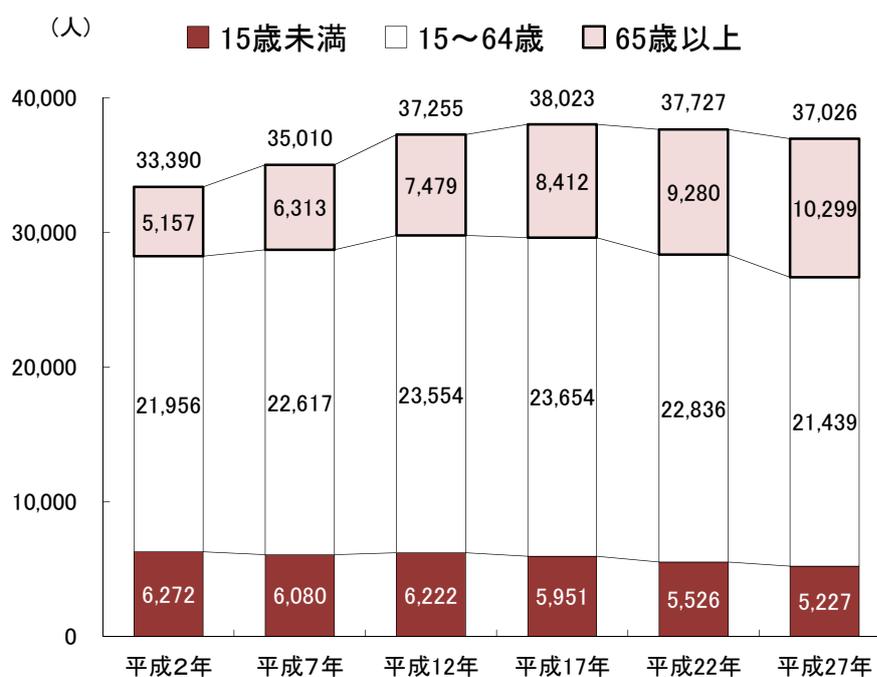
平成29年3月末現在

資料：住民基本台帳

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成17年をピークに減少傾向にあります。一方、高齢化に伴い、65歳以上の人口は一貫して増加しています。

図表2 年齢3区分人口の推移

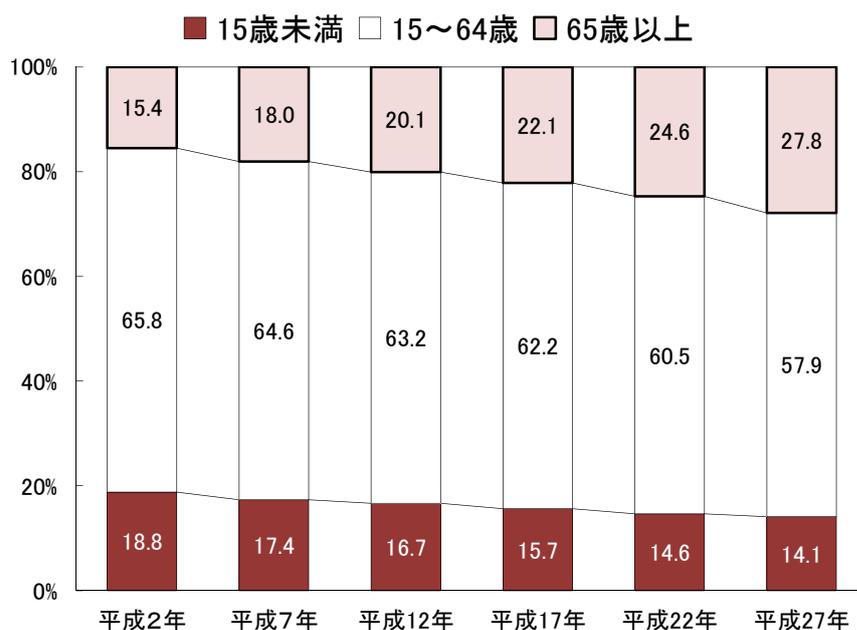


各年10月1日現在

資料：国勢調査

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため、各区分人口の和と総人口は一致しないことがある（以下、同じ）。

図表 3 年齢3区分別構成比



各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

※ 年齢不詳を表示していないため、各区分人口割合の和は 100.0% とならない。

## 2. 身体障がい児・者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 1,793 人となっています。総人口に占める本市の身体障がい者の割合は 4.79%（平成 28 年度末現在）となっています。

障がい種別毎にみると、肢体不自由が 820 人（45.7%）と最も多く、次いで内部障がい者が 636 人（35.5%）となっています。

また、等級別にみると、重度障がい者（1，2級）は 849 人で、全体の 47.4%を占めています。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	516	567	613	613	600
2級	249	255	262	258	249
3級	221	229	241	236	225
4級	458	478	496	486	491
5級	84	88	89	85	87
6級	114	124	135	138	141
合計	1,642	1,741	1,836	1,816	1,793

各年度末現在

図表 5 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	134	135	136	129	121
聴覚・平衡機能障がい	161	168	189	193	198
音声・言語障がい	23	21	20	19	18
肢体不自由	788	835	864	842	820
内部障がい	536	582	627	633	636
合計	1,642	1,741	1,836	1,816	1,793

各年度末現在

### 3. 知的障がい児・者の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成28年度末現在341人となっており、増加傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は0.91%（平成28年度末現在）となっています。

障がい程度別にみると、A判定が131人（38.4%）、B判定が210人（61.6%）となっており、B判定の方が多くなっています。

図表 6 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	88	88	86	96	100
18～64歳	180	183	196	207	213
65歳以上	20	24	28	30	28
合 計	288	295	310	333	341

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	119	120	129	132	131
B判定	169	175	181	201	210
合 計	288	295	310	333	341

各年度末現在

資料：熊本県福祉総合相談所

## 4. 精神障がい児・者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、平成28年度末現在387人となっています。

障がいの等級別にみると2級が最も多く、全体の62.8%を占めています。

また、自立支援医療（精神）利用者数は、平成28年度末現在621人となっており、平成24年度と比べて19.0%増加しています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	97	98	99	101	101
2 級	206	239	232	233	243
3 級	23	33	33	39	43
合 計	326	370	364	373	387

各年度末現在

資料：熊本県宇城保健所

図表 9 自立支援医療（精神）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	522	514	580	590	621

各年度末現在

資料：熊本県宇城保健所

## 5. 難病患者の状況

平成 28 年度末現在，難病患者数は 975 人で，平成 27 年度と比較するとやや減少したものの，平成 24 年度からの推移をみるとおおむね増加傾向にあります。特に神経・筋系疾患が 270 人，消化器系疾患が 222 人と多くなっています。

図表 10 指定難病患者数の推移（単位：人）

疾患群	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
血液系疾患	29	28	25	27	24
呼吸器疾患	33	43	49	53	55
骨・関節系疾患	63	72	91	86	86
視覚系疾患	23	23	24	23	22
循環器系疾患	51	55	52	53	52
消化器系疾患	200	207	218	230	222
神経・筋系疾患	247	255	275	285	270
腎・泌尿器系疾患			0	10	16
染色体系疾患				0	1
代謝系疾患	3	2	5	7	7
内分泌系疾患	23	25	27	29	28
皮膚・結合組織系疾患	71	71	41	43	45
免疫系疾患	110	113	150	144	147
合計	853	894	957	990	975

各年度末現在（宇城保健所管内分）

資料：熊本県宇城保健所

## 6. 障がい者雇用の状況

平成 29 年 6 月 1 日現在、本市における職員の障がい者雇用人数は 9.5 人となっており、障がい者雇用率は 2.88%です。法定雇用率 2.3%を達成しています。

なお、宇土市では平成 23 年 2 月 7 日付けで、熊本労働局長から、宇土市（認定地方機関）と宇土市教育委員会（その他機関）に係る地方公共団体の機関の特例について認定を受けていることから、事務部局と教育委員会を合算し、算定しています。

本市内にある企業規模別の障がい者雇用状況をみると、全体の雇用率は 1.52%であり、民間企業の法定雇用率（2.0%）が達成できていません。平成 29 年 6 月 1 日現在、本市内には対象となる企業が 17 社ありますが、そのうちの約 3 割（5 社）が法定雇用率を達成していません。

平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げられ、国、地方公共団体等は 2.5%、民間企業は 2.2%となります。このことに伴い、対象となる民間企業も拡大します（従業員 50 人以上から 45.5 人以上へ対象企業の範囲が拡大）。

なお、障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含んでいます。また、短時間（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）労働者 1 人は 0.5 人として集計しています。

図表 11 本市における障がい者雇用状況（単位：人）

職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
329.5	329.5	9.5	2.88%	2.3%

図表 12 企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 未達成企業数
50～99人	10	698.0	9.5	1.36	7	3
100～299人	6	1,098.0	20.0	1.82	5	1
300～499人	1	338.5	3.0	0.89	0	1
500～999人	0	-	-	-	-	-
1000人以上	0	-	-	-	-	-
計	17	2,134.5	32.5	1.52	12	5

平成 29 年 6 月 1 日現在

資料：宇城公共職業安定所

## 7. 特別支援学校，特別支援学級の状況

平成 29 年 5 月 1 日現在，本市からの特別支援学校への在学者数は 38 人となっています。

特別支援学級の学級数，児童・生徒数の推移をみると，自閉症・情緒障がいの児童数が最も多く，平成 29 年度では小学校で 39 人，中学校で 14 人，合計 53 人が自閉症・情緒障がいとなっています。

図表 13 特別支援学校への就学状況（単位：人）

小学部	中学部	高等部	計
13	6	19	38

平成 29 年 5 月 1 日現在

資料：宇土市教育委員会

図表 14 特別支援学級の学級数，児童・生徒数の推移

区 分			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
知的障がい	小学校	学級数	3	4	4	5	5
		児童数	5	9	7	16	18
	中学校	学級数	2	1	2	2	2
		生徒数	9	6	7	7	7
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	6	7	8	8	8
		児童数	16	32	38	35	39
	中学校	学級数	3	3	3	2	3
		生徒数	9	9	9	9	14
肢体不自由	小学校	学級数	1	1	1	1	3
		児童数	1	1	1	1	6
	中学校	学級数	1	1	1		
		生徒数	1	1	1		
弱視	小学校	学級数	1	1			
		児童数	1	1			
	中学校	学級数			1	1	1
		生徒数			1	1	1
難聴	小学校	学級数	2	1	1	1	1
		児童数	2	2	2	2	2
	中学校	学級数	1	1	1	1	1
		生徒数	1	2	1	1	1
病弱・身体虚弱	小学校	学級数					1
		児童数					2
	中学校	学級数					
		生徒数					

各年度5月1日現在

資料：宇土市教育委員会

### 第3章 基本理念

本計画は、第5次宇土市総合計画基本構想で掲げる将来像「みんなであつくり元気な宇土市！」の福祉分野の施策の大綱である「みんなが元気！健康で安らぎのあるまちづくり」の実現を目指し、障がいのある人たちが社会の構成員として住み慣れた地域社会の中で生活ができるような環境づくりに向け推進しています。平成27年4月に策定された「元気プラン！」(第5次宇土市総合計画 後期基本計画)には、障がい者(児)福祉の充実として、「障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し、豊かに安心して暮らすとともに、自立した生活や社会参加が実現できるよう、障がい者(児)福祉を充実」すると書かれており、この考え方を踏まえ、本計画では、前期計画に掲げた「障がいのある人、ない人にかかわらず だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」との理念を踏襲することとします。

(基本理念)

障がいのある人、ない人にかかわらず  
だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり

## 第4章 障がい者施策の展開

### 1. 安全・安心な生活環境の整備

本市では、障がいのある、なしに関わらず、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らすことができる生活環境の整備を図るとともに、「地域共生社会」の構築を進めています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営むうえでの物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があるといえます。

調査結果によると、障がい者の多くは自家用車を使用して外出する傾向にあることが分かりますが、バス（12.9%）や電車（7.5%）などの公共交通機関を利用されている方も少なからずいらっしゃいます。

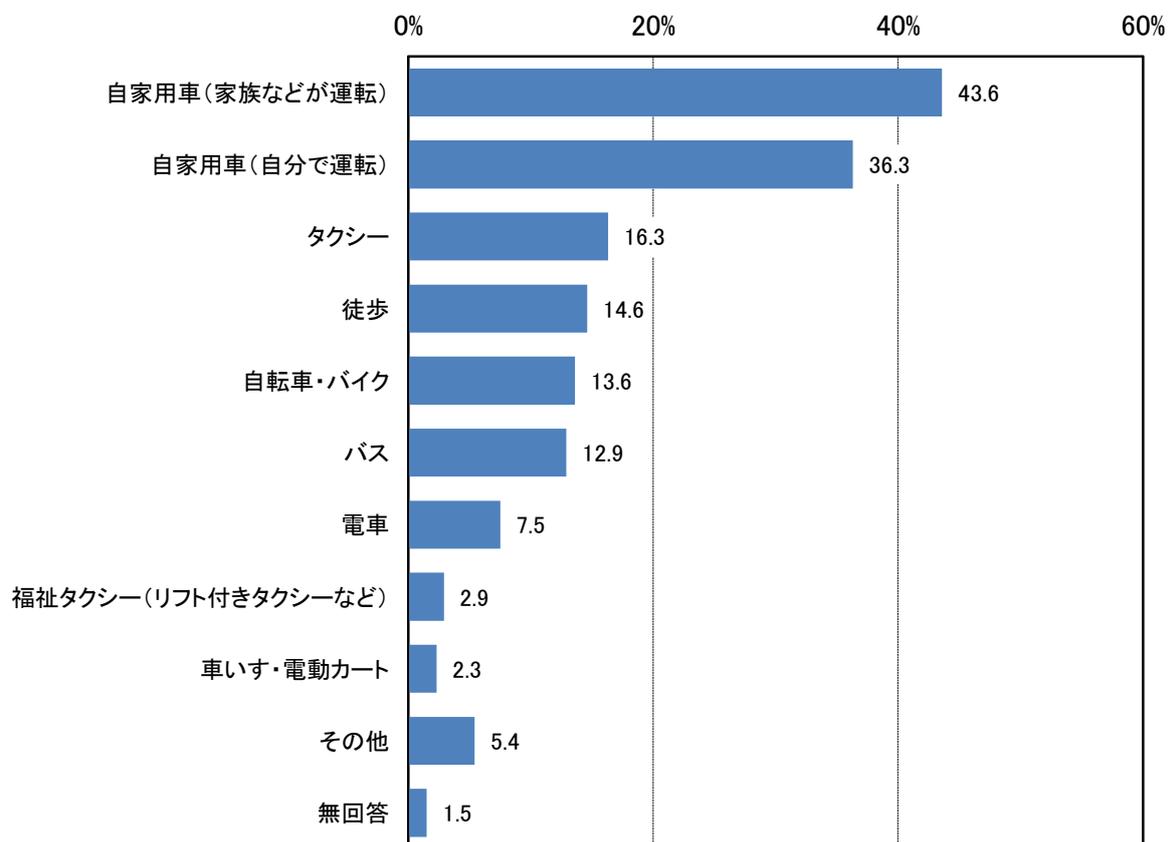
本市にはJR鹿児島本線が通っており、宇土駅が本市の中心駅となります。また、宇土駅を起点として、市域の東西には三角線が通っており、緑川駅、住吉駅、肥後長浜駅、網田駅、赤瀬駅の計6駅が市内にあります。宇土駅には車椅子対応のトイレやエレベーター等が設置されていますが、特に三角線では十分な配慮が進んでいるとはいえません。障がい者がより安全に、安心して移動することができる生活環境になるよう、引き続き官民連携して取り組んでいく必要があります。

従来の「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合し、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が、平成18年12月20日より施行され、すでに10年が経過しています。しかし、調査結果では、外出に際して「道路・建物の段差がたいへん」と回答した人（16.9%）が2番目に多く挙げられており、また、「電車・バスなどの乗り降りがたいへん」（13.2%）、「障がい者に配慮した設備が不十分」（7.7%）との回答もみられ、施設等のアクセシビリティに配慮すべき箇所は依然として多く残されていることが分かります。

また、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくた

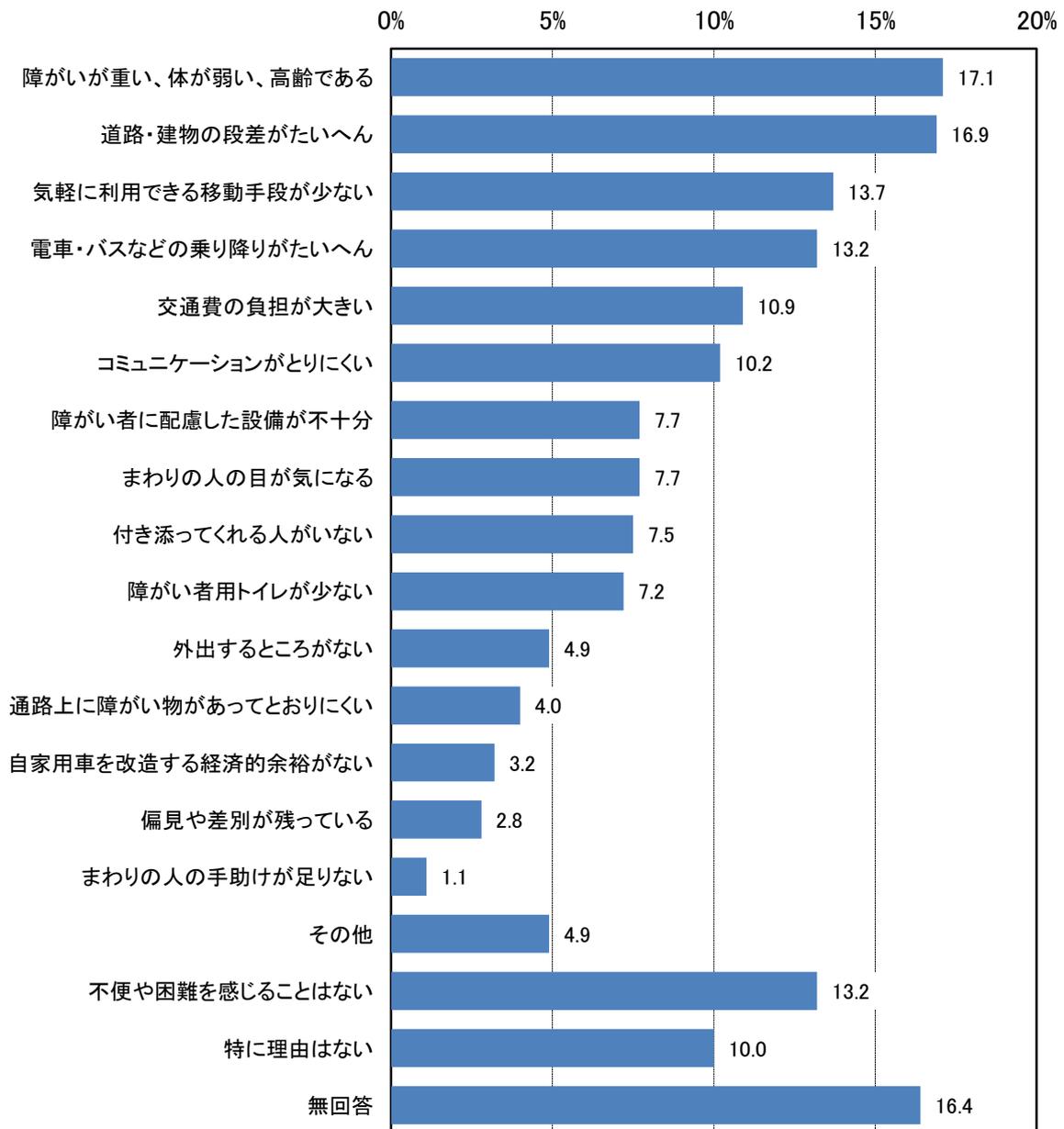
めには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の市営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

図表 15 外出の時の移動手段



(計:479人)

図表 16 外出に関する不便や困難, 外出しない理由



(計:531人)

## (1) 住宅環境の整備

施策名	内容
不動産業者への理解促進	不動産業者に対し、障がい者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について、理解・協力を求めます。
住宅改修の促進	各種制度における住宅改修等の利用について周知・促進します。また、住宅改修についての相談は、県の住宅改造アドバイザー制度を活用します。
居住系サービスの整備促進	社会福祉法人やサービス事業所等と連携してグループホームなどの整備を図ります。
居住サポート事業の実施	相談支援事業の強化事業である居住サポート事業について、調査・研究し、事業実施を検討します。

## (2) 外出支援の整備

施策名	内容
移動支援事業の充実	地域生活支援事業の「移動支援事業」や重度移送困難者外出サービス等の周知や利用促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成事業の実施	身体障がい者等の運転免許の取得にかかる費用や、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
公共交通機関との連携	J R・バス等の公共交通機関に対して、障がい者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解・協力を求めています。また、車両、駅舎、バス停等のバリアフリー化を要請していきます。
福祉タクシー助成事業の実施	最重度の障がい者手帳所持者に対して、タクシーの基本料金を助成するタクシー券を発行します。年間最大12枚の支給となります。
あじさいカードの交付	障がいのある方や高齢者が、外出先で不慮の事故などに遭ったときなどに、身元や連絡先などをいち早く確認し、適切な救護の手が差し伸べられるよう、氏名や住所のほか、持病や緊急連絡先などが記載された、常時携帯する名刺サイズのカードを交付しています。

### (3) アクセシビリティに配慮したまちづくりの総合的な推進

施策名	内容
公共施設や道路等のバリアフリー化推進	市が新たに設置する市有施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）、「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、障がい者等に配慮した整備を行います。
道路整備の推進	交通アクセスの利便性を向上するため、国などと協議し、必要な道路の整備に努めます。
市営住宅のバリアフリー化	既存の市営住宅については、障がい者や高齢者に配慮し、バリアフリー化を進めていきます。また、新設市営住宅には、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。
公共賃貸住宅の供給	居住の安定を図るため、障がい者等を優先入居の対象とする公共賃貸住宅を供給します。
民間施設のバリアフリー化	公共性の高い民間の建築物の建築主に対し、障がい者の利用に配慮した整備が行われるよう啓発します。
住宅改造等の制度の充実	障がい者が安全で快適な生活を営むことができるよう、段差解消、浴槽・スロープ等の設置における住宅改造等の制度について充実を図ります。

## 2. 情報アクセシビリティの向上

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。障がいのある人が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。

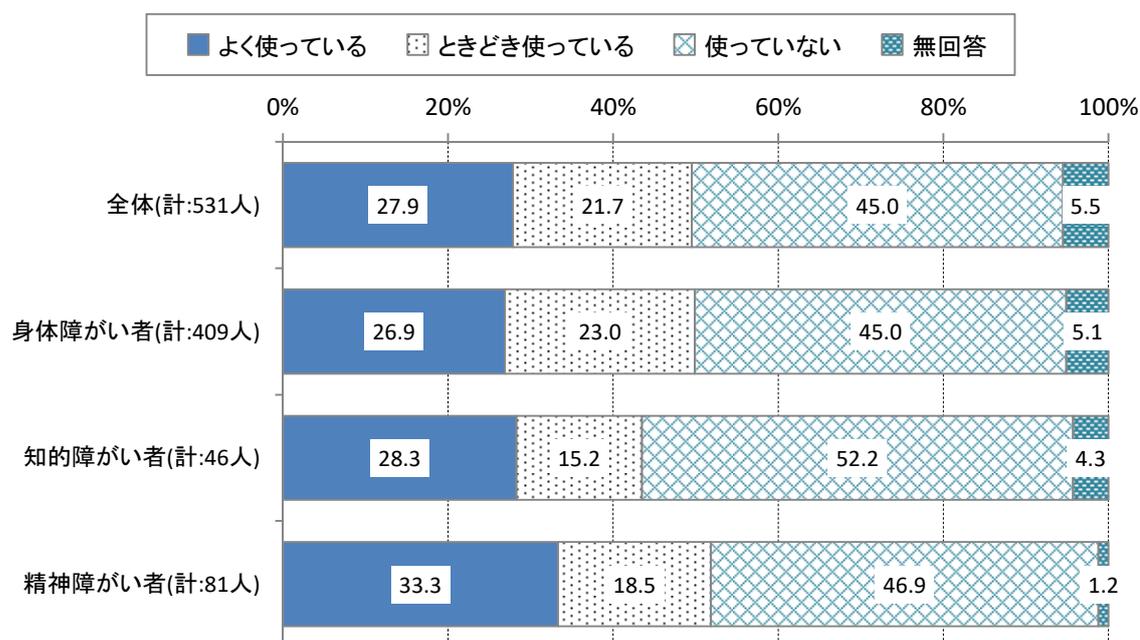
調査結果では、携帯電話やメール、インターネットの利用状況は約半数（49.6%）となっていますが、障がい種別にみると、知的障がい者は43.5%に留まっており、他の障がい種別と比較して利用率が若干低い傾向にあることが分かります。

一方、年齢別にみると、65歳以上の利用率は38.7%となっており、40～64歳（70.5%）と比べて利用率が低いことが分かります。特に、「よく使っている」と回答した人の割合は、65歳以上では17.9%となっており、18～39歳（62.5%）と比較して3分の1以下の水準に留まっています。

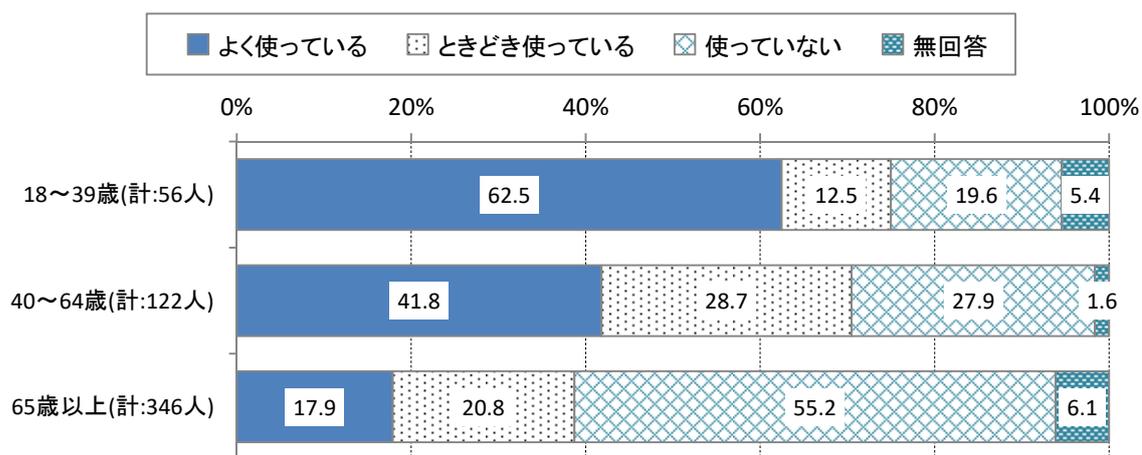
このように、健常者と障がい者の間だけではなく、障がい種別や年齢等によっても、情報格差（デジタル・ディバイド）が生じている現状が分かります。すべての障がい者が等しく情報にアクセスできるよう、配慮する必要があります。

市が実施している福祉施策について、「市の広報誌、ホームページ」から入手する障がい者が多いものの、その割合は40.1%に留まっており、「家族・友人・知人」（20.5%）や「市の福祉担当窓口」（15.1%）、「病院・お医者さん・薬局」（13.2%）など、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。障がい福祉制度に関する情報など、複雑かつ難解な内容は、むやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあり得ます。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられるよう配慮していく必要があります。

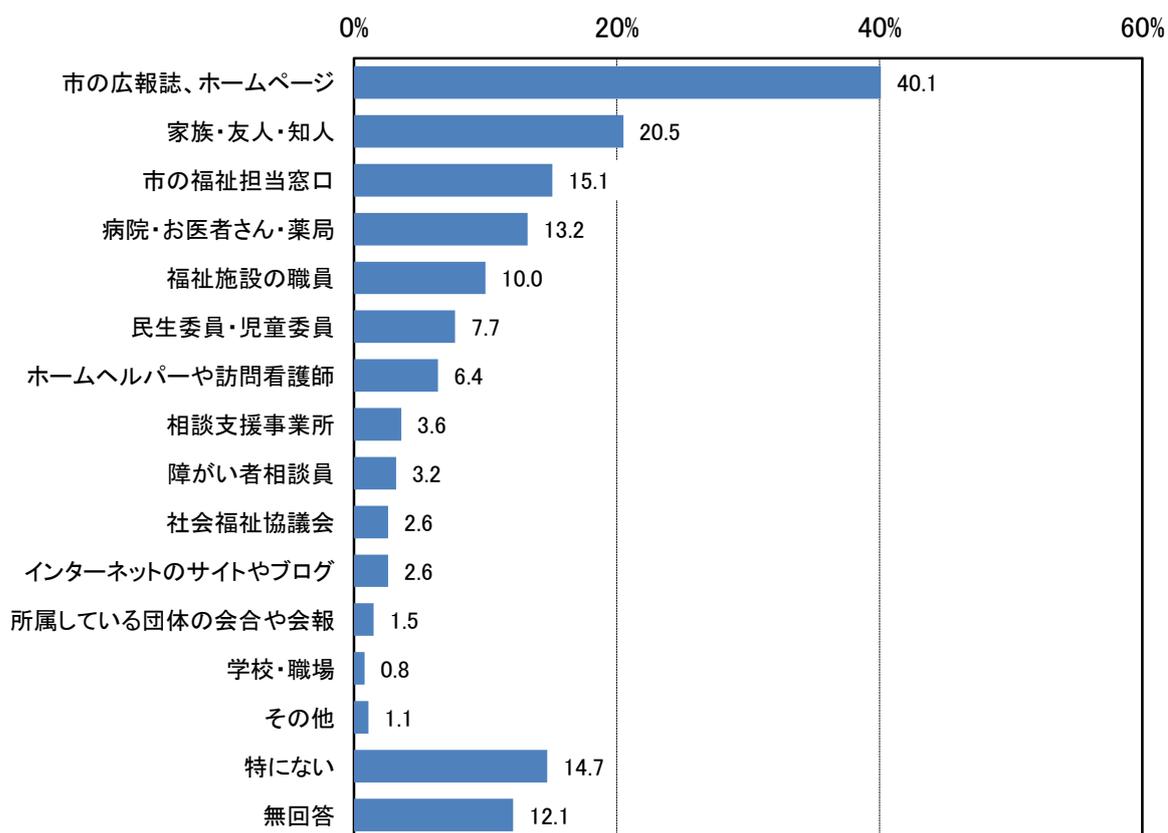
図表 17 携帯電話やメール，インターネットの利用状況



図表 18 携帯電話やメール，インターネットの利用状況（年齢別）



図表 19 市が実施している福祉施策についての情報の入手先



(計:531人)

## (1) 情報アクセシビリティの向上

施策名	内容
コミュニケーション手段の充実	手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
ITの利用啓発	インターネット、携帯電話等の情報機器の利用普及を支援し、障がい者の社会参加の促進に努めます。
コミュニケーションボードの活用	知的障がい児・者や自閉症等、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方々が、イラストを指差すことで自分の意思を伝えるツールとなる「コミュニケーションボード」の利用促進に努めます。
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、広報誌で周知します。また、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。さらに、できるだけ多くの人に情報提供できるよう配慮します。
ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上	宇土市では、総務省による「みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改定版）」を活用し、ホームページを利用しているすべての方が心身の機能や使用環境に関わらず、ホームページで提供されている情報やサービスにアクセスし、コンテンツや機能を利用できるようにしています。今後も、ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上に努めます。

## 3. 防災、防犯等の推進

平成28年（2016年）熊本地震により本市は大きな被害を受けました。また、各地で発生する大規模な災害に直面する中で、本市の障がい者の災害に対する不安感は近年にたく増大しています。

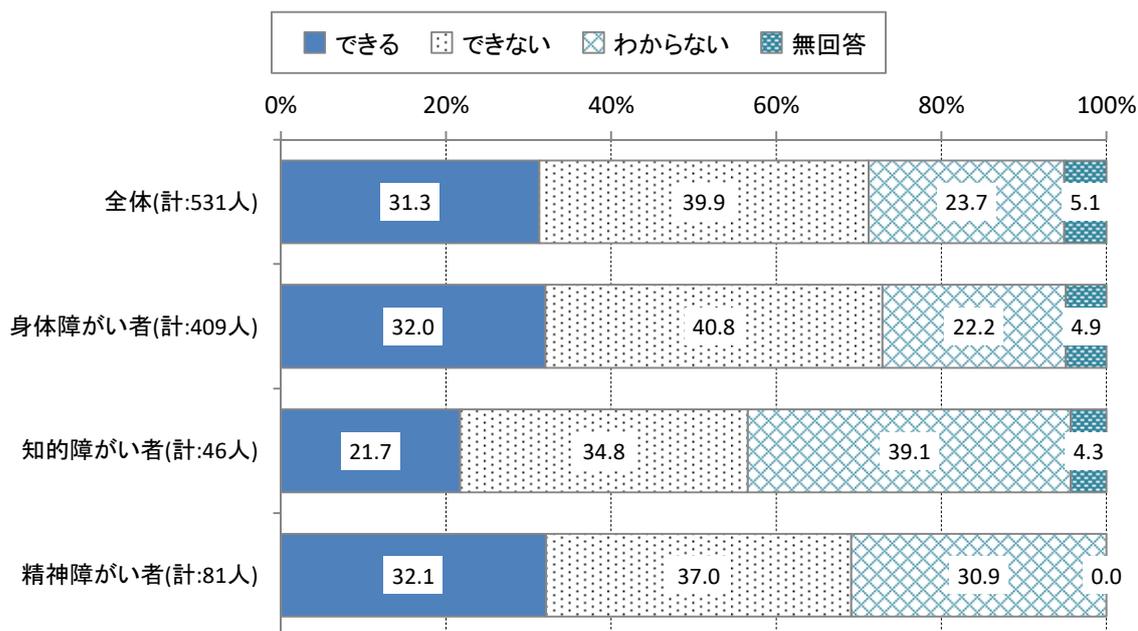
調査結果をみると、火事や地震等の災害時に、一人で避難することができないと回答した障がい者の割合は実に回答者の4割（39.9%）となっています。一方、災害が起きた時のために事前に準備をしている障がい者は約3人に1人（36.2%）に留まっていること、災害時の避難先を知らない障がい者が約3人に1人（34.1%）存在することが明らかになっています。

実際に災害に直面し、大きな不安感を抱えつつも、災害に対する備え

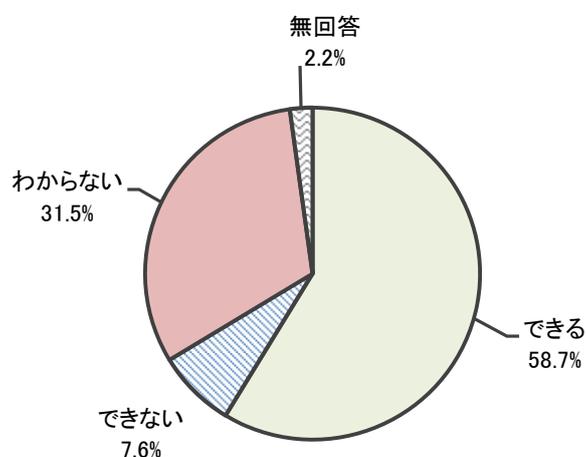
をしたり、避難先を確認したりするなどの具体的な行動をするまでには至っていない障がい者が少なからず存在しているという現状が見て取れます。

障がいのある人が危険な状況におかれても、速やかに救助され、あるいは避難できるように、平時から、災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

図表 20 災害時にひとりで避難できるか（障がい者）

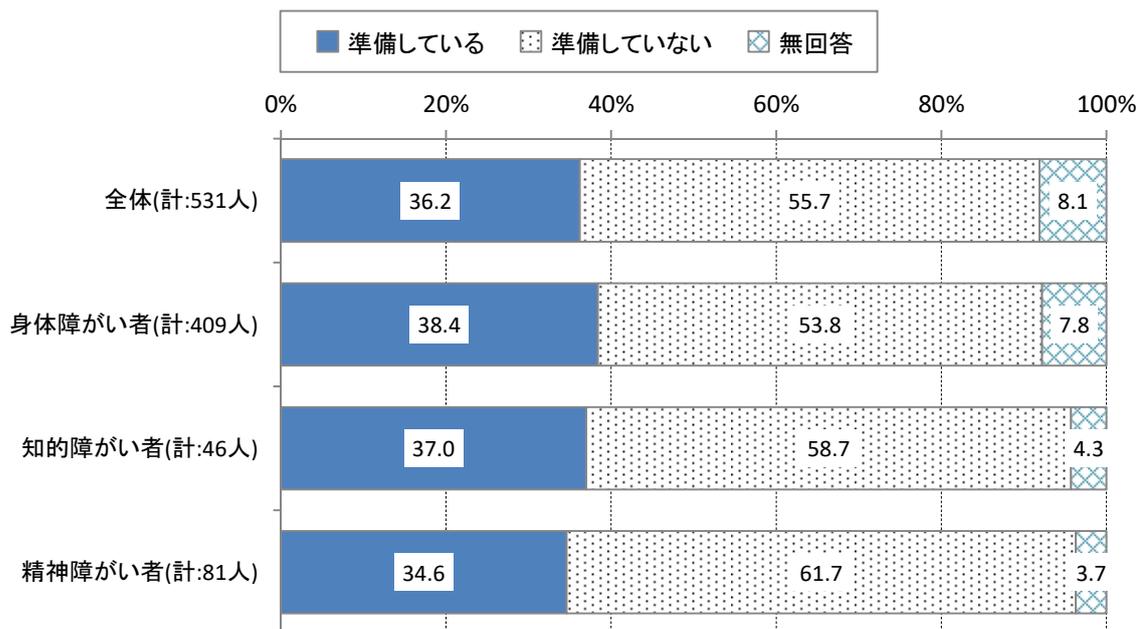


図表 21 災害時にひとりで避難できるか（障がい児）

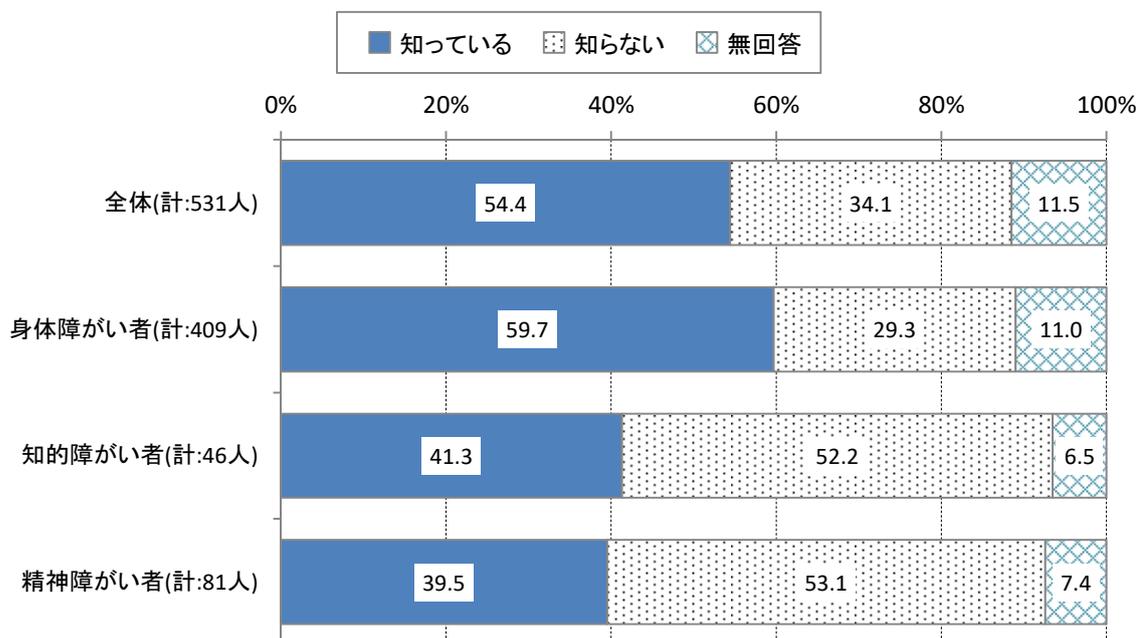


計:92人

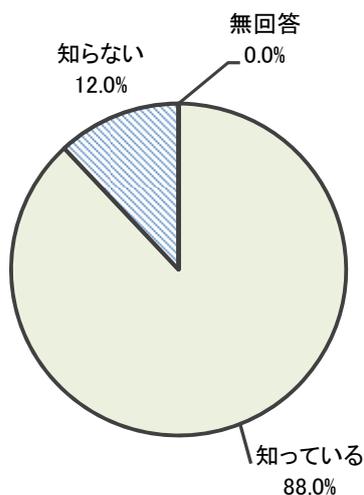
図表 22 災害が起きた時のために事前に準備しているか



図表 23 災害時の避難先を知っているか（障がい者）



図表 24 災害時の避難先を知っているか（障がい児）



計：92人

### （1）防災対策の推進

施策名	内容
災害時の情報提供の充実	携帯電話等のメールを利用した防災情報等メール配信システムの周知，利用促進に努めます。
防災知識の普及	障がい者やその家族，地域住民に対して研修会の開催，防災に関する資料の提供，避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。
情報伝達手段の確保と伝達方法の整備	情報伝達手段の確保と伝達方法の整備を図り，防犯・防災対策を推進します。
避難行動要支援者の避難支援意識の啓発	総合防災マップを作成します。避難行動要支援者名簿を毎年更新しています。今後も災害時における円滑な避難行動要支援者の支援のために，研修会や訓練などを通じ意識の啓発，支援活動に関する知識の普及に努めます。
福祉避難所等の整備	災害時に，一般の避難所での対応が困難な障がい者の避難場所を確保するため，障害者支援施設等と協定締結に向けた協議を進めます。また，一般の避難所に，福祉避難所に近い機能を有したスペース（福祉避難室）を確保するよう取り組みます。

## (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

施策名	内容
自主防犯組織の育成	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の浸透を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。
関係団体との連携による防犯対策の推進	警察等関係団体と連携しながら、障がい者の防犯対策を推進します。警察等関係団体の障がい者への理解促進を進めます。
消費生活相談の充実	買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図ります。また、被害防止のための情報提供や啓発に努めます。

## 4. 障がいに対する理解と交流の促進

障がいのある人、ない人にかかわらずだれもが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深めることが必要です。

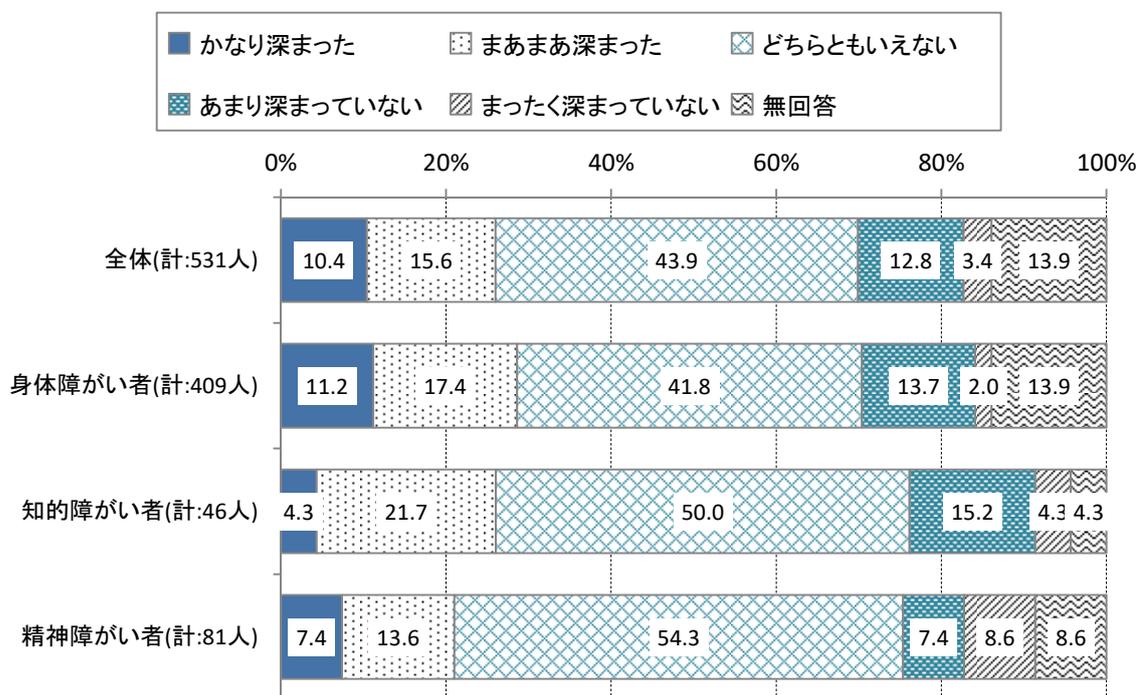
調査結果をみると、市全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は 26.0%に留まっており、逆に、理解が深まっていないと感じている人の割合は 16.2%となっていることが分かります。特に精神障がい者は、理解が深まっていると考えている人の割合が 21.0%に留まっており、障がい種別によっても評価が大きく異なります。

具体的には、「交通機関や施設の整備」(14.3%)、「仕事や収入」(13.4%)、「まちかどでの人の視線」(8.7%)などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多く、障がいのある人が人権を尊重されていると実感できるまちづくりのために、今後も障がいについての正しい理解をひろめていくことが必要であることが分かります。

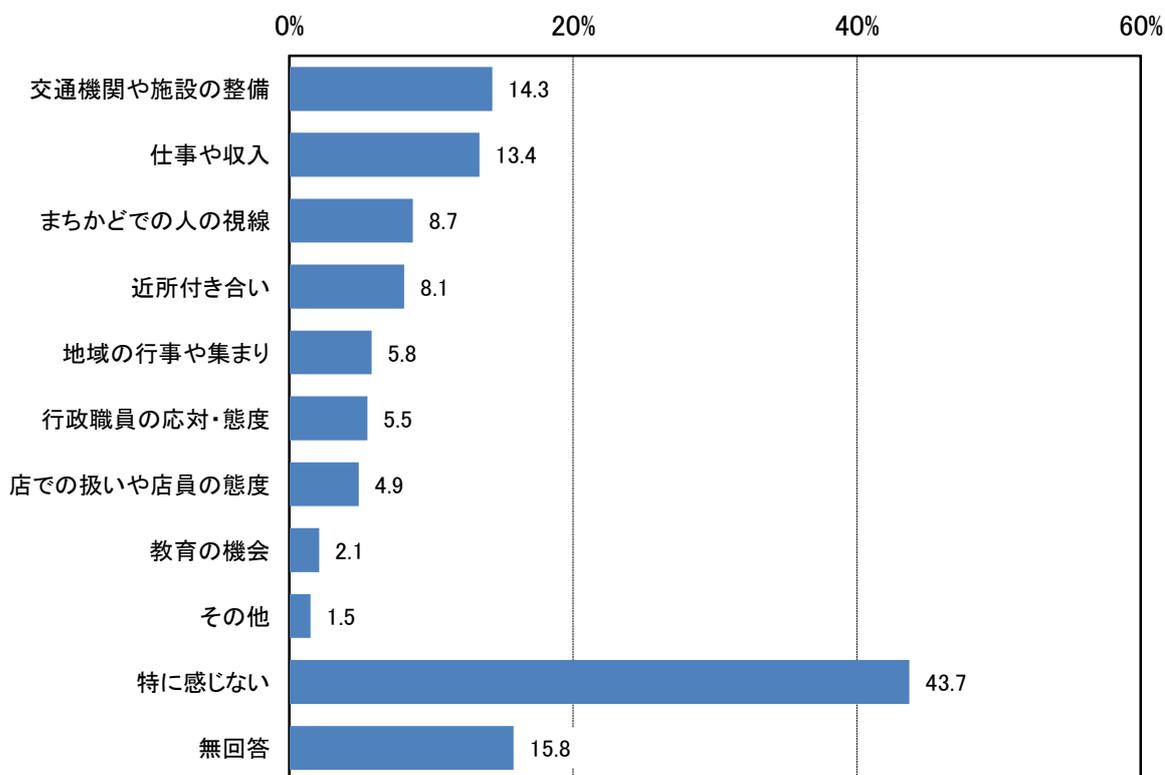
障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行ううえでの大きな阻害要因となることから、市民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。今後においても、市の広報紙や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、障がい

のある人とのふれあいを通じて、障がいや障がいのある人の理解を深める取り組みを継続的に実施していくことが大切です。

図表 25 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



図表 26 どのようなときに、障がい者への差別や偏見があると感じるか



(計:531人)

## (1) 障がい者への理解と差別解消の促進

施策名	内容
障がい者に対する理解の促進	障がいのない人と障がいのある人や障がい者団体との交流を推進し、障がい者の交流機会を広げるとともに、障がいのない人にとっても障がい者との接し方が自然に身につけられるよう住民の相互理解とやさしいまちづくりを促進します。地域における社会活動や各種行事などの機会に、障がい者福祉への理解を深めるための健康・福祉教育活動の充実に努めます。
精神障がいに対する理解の促進	精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、その社会復帰を推進するため、地域住民に対して精神障がい者に対する正しい知識の普及に努めるとともに、精神障がい者と地域住民との交流を図ります。
認知症に対する理解の促進	今後も認知症疾患医療センターとの連携強化、周知徹底を図り、認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、地域において生活支援などの支え合いができるよう体制の整備を図ります。
ソーシャルインクルージョンの理念の定着	障がい福祉サービスの普及・啓発に加え、本市における障がい者の状況を周知することにより、住民の相互理解とやさしいまちづくりを促進するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念の普及活動に努めます。
団体等が実施する活動に対する支援	関係機関・団体が行う啓発広報活動や各種イベントに関する広報や実施支援を行います。
障がい者週間のPR啓発事業	障がい者週間の啓発事業を行うとともに、市民団体等が企画する啓発事業を支援します。
障がい者の権利を守る仕組み作り	障がい者の権利擁護や人権侵害に関して協議する場を作ります。
各種講演会の実施	手話講習会など、学んだことが障がい者福祉につながるような内容の講習会を実施するよう努めます。
障がい者に対する虐待防止	障がい者に対する虐待や差別について、発見時において速やかに対応できるよう、障害者虐待防止法に基づく「宇城圏域障害者虐待防止センター」を設置するとともに、その防止策を関係機関と連携し検討します。
合理的配慮の提供	障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供を行うとともに、合理的配慮について広く周知を図ります。

## (2) 福祉教育の充実

施策名	内容
交流機会の拡大	運動会や文化祭などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。
カリキュラムづくりへの積極的な支援	カリキュラムの中に福祉教育の視点を取り入れるよう助言・支援を行います。福祉教育の実施に際しては障がい者との交流や車いす等の体験学習を促進します。
人権教育による啓発	人権教育の中で、障がい者の人権問題について啓発していくとともに、公民館講座等で障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。
障がい者に関する市職員研修の充実	障がい者に対する理解を深めるため、研修等の実施に努めます。

## (3) 精神障がい者の社会参加

施策名	内容
心の健康づくりへの参加促進	保健所等における研修会のPRや老人クラブ・健康づくり団体等の精神保健福祉講座の開催を促進し、年齢に伴う各段階に応じた心の健康づくりへの参加促進を図ります。
地域の人々との交流促進	精神障がい者と地域住民が交流できるイベント等のPR及び参加を促進します。

## (4) ボランティア活動の振興

施策名	内容
ボランティア活動の振興	宇土市社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体などに関する現況把握を行うとともに、情報の提供を進め、市民のボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。

## 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がい起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。調査結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族・友人・知人」(66.9%：障がい者)、「家族や親せき」(79.3%：障がい児)など、身近な人を挙げた障がい者が圧倒的となっています。

一方、相対的に、公的な相談窓口等を挙げる障がい者は少なく、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らないことも考えられます。

障がいのある方が安心して暮らしていくために必要なこととして「困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備」を挙げる障がい者(児)も多いことから、窓口やサービスに対する情報提供を積極的に進め、気軽にすぐ相談できる環境を作っていくことが必要です。

介助が必要である障がい者に主な介助者をたずねたところ、家族や親族(配偶者、親、子どもなど)を挙げた人は66.9%となっており、障がい者の介助は家族や親族に大きく依存している実態が分かります。

今後、介助者が高齢となることで介助負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介助する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます。

介助者が困っていることとして最も多く挙げられたのが「自分自身の健康」であることから、障がい者を介助する責任を感じながら暮らしている介助者の将来に対する不安感の大きさが見て取れます。

### 相談支援事業所(宇城圏域相談支援事業委託先)

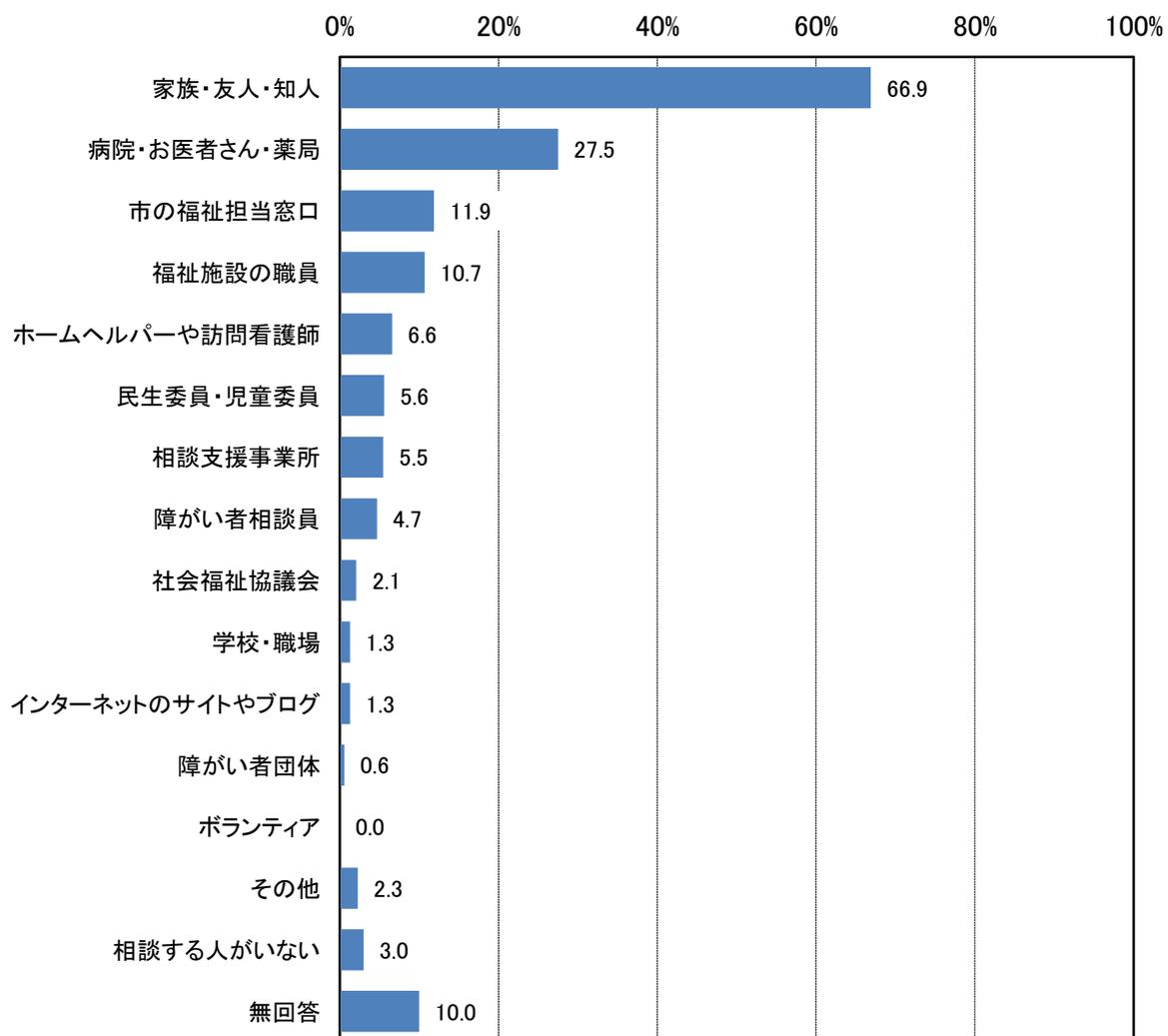
■ 相談支援センターこすもす(身体障がい・知的障がい)

〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福 1786 TEL:0964-33-4578

■ うきうき地域生活支援センター(精神障がい)

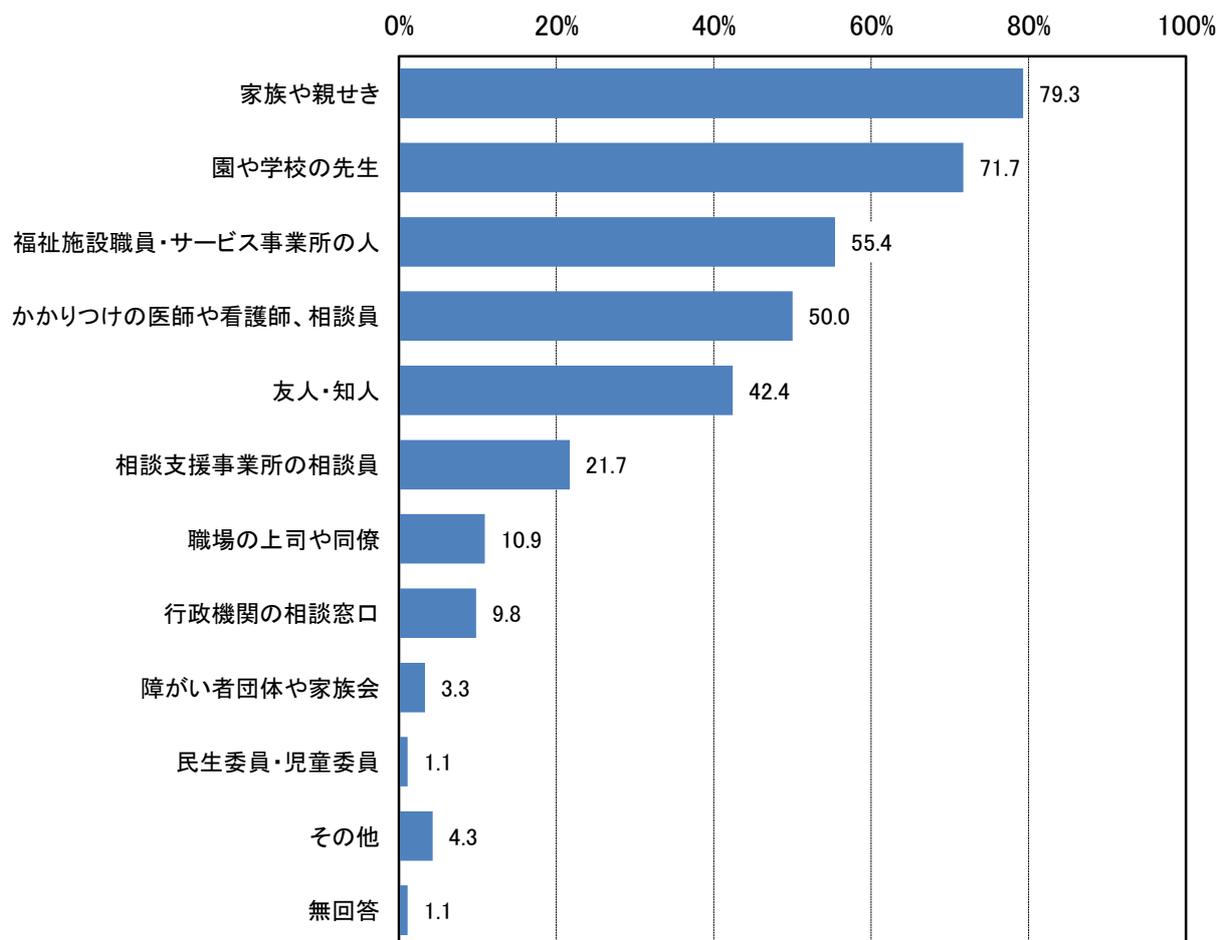
〒869-0416 宇土市松山町 1843-1 TEL:0964-22-2510

図表 27 困った時などに相談する先（障がい者）



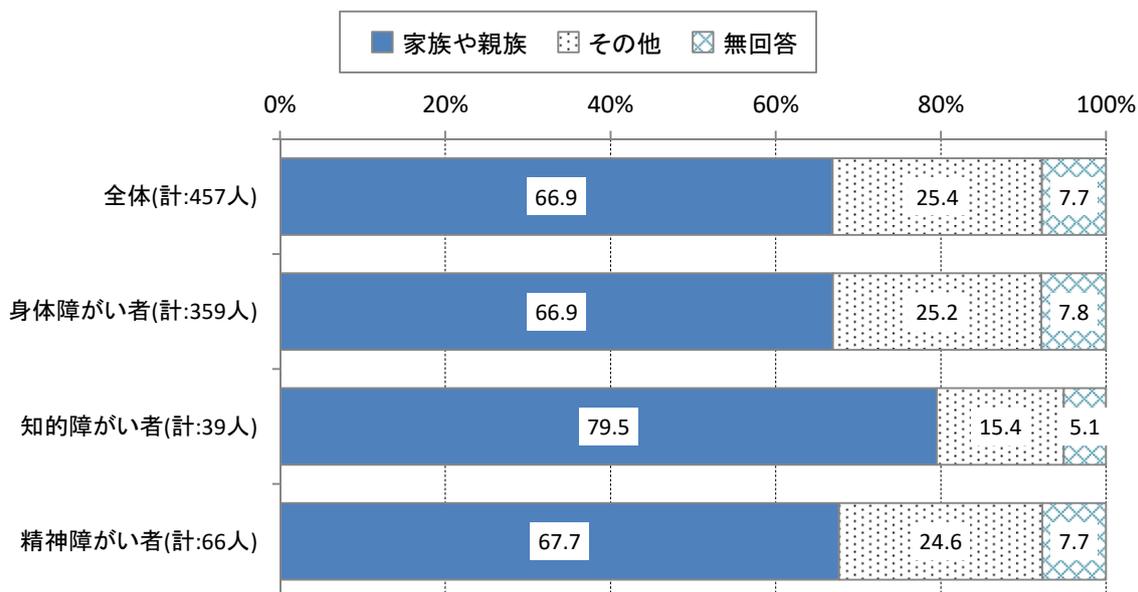
(計:531人)

図表 28 困った時などに相談する先（障がい児）

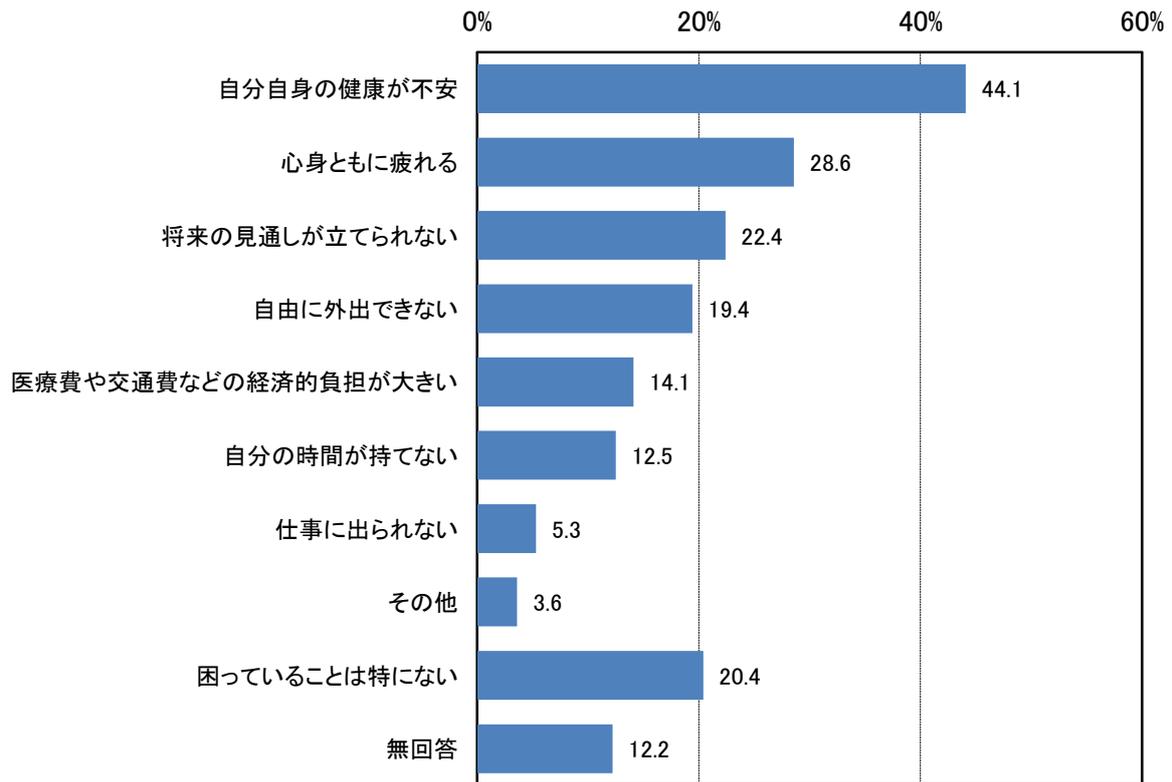


計:92人

図表 29 主な介助者



図表 30 介助者が困っていること



(計:304人)

### (1) 意思決定支援の推進

施策名	内容
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援	障がいがあるために意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行います。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。
情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援	情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
絵記号等の普及及び利用の促進	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。

## (2) 相談支援体制の構築

施策名	内容
障がい相談支援体制の整備	サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めるとともに、担当課での相談や社会福祉協議会での相談支援、民生委員に対する相談等、利用者にとって身近で相談しやすい窓口となるよう努めます。また、外出が困難な障がい者に対応するため、訪問相談による支援の充実を進めます。
職員の資質向上	職員の資質向上のための専門的な研修会の参加や、事例検討会の開催を促進し、関係機関とのネットワークの構築を図ります。また、障がい者の実情に応じた相談・調整にあたることのできる専門スタッフの養成を図ります。
各種相談機関の連携強化	民生委員等の地域の活動団体や各種相談機関、医療機関等の関係機関の連携強化を図ります。
相談支援事業の活用	2ヶ月に1回相談支援専門部会を実施し、様々な事例についての検討を行っています。また、相談支援事業所の紹介のチラシを作成するなど、相談支援事業所との連携を図っています。今後も市が委託する相談支援事業所と関係を密にし協力していくことで、様々な事例に対応し解決に結びつけていきます。
障がい者相談員の周知と充実	障がい者相談員は、身近に相談できる人として活躍が期待されています。障がい者相談員の活動内容について広報やホームページ等で周知するとともに、障がい者がより相談しやすくなるよう配慮していきます。

## (3) 在宅福祉サービスの充実

施策名	内容
訪問系・日中活動系等サービスの充実	適切な在宅福祉サービスを提供することができるように、事業者と協力・連携して、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。
地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業や日常生活用具給付サービスなどの地域生活支援事業の充実を図ります。
人工内耳音声処理装置給付事業の実施	人工内耳を利用している聴覚障がいのある人に、音声信号処理装置の買い替え費用を給付します。
在宅障害者紙おむつ費等助成事業の実施	常時介護が必要な重度の障がい者（児）の方を在宅で介護している方に対し、紙おむつ費等を助成します。

#### (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

施策名	内容
障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実	児童発達支援事業所，学校・保育所・幼稚園，地域子育て支援拠点と療育専門家との関わりをさらに深め，発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。
児童発達支援の充実	児童発達支援事業所等が連携を図り，適切なサービスが，できる限り身近な場所で受けられるよう，児童発達支援体制の一層の充実を図ります。
放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化	就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう，放課後等デイサービスの整備及び質の充実を図ります。また，保護者の育児負担の軽減，就労支援策として日中一時支援での障がい児の預かりを行います。

## 6. 保健・医療の推進

本市では，医療機関との連携により，地域医療やリハビリテーション体制の充実に取り組むとともに，胎児期から高齢者まで各種健康診査を実施し，市民の健康づくりを推進してきました。健康づくり課では乳幼児健康診査や特定健康診査，各種がん検診・健康相談等を通じて疾病の早期発見早期治療に努め，障がいが発見された場合には速やかに対応し各関係機関につないでいます。

まず乳幼児期においては，妊娠届出時の保健指導及び栄養指導，未熟児訪問，乳児全戸訪問，3～4ヵ月児健康診査，6～7ヵ月児健康診査，幼児歯科教室，1歳6ヵ月児健康診査，2歳児歯科健康診査，3歳児健康診査，巡回園訪問等のそれぞれの機会での子どもの成長・発達の状態を明らかにし，最適な成長発達を遂げるように支援をするとともに，疾病異常，慢性疾患及び障がいを発見して，早期治療につないでいます。また，子どもの発達特性に応じた支援をするために，心理相談や専門機関を紹介して子どもとその家族への支援も行っています。今後は妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行えるような人的体制の整備も喫緊の課題といえます。

成人期においては、特定健診、特定保健指導、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん）を実施し、身体の異変により早く気づき早期に対応することで将来発症するであろう疾患を可能な限り予防し、①健康寿命の延伸 ②壮年期死亡の減少 ③生活の質の向上を目指して活動しています。しかし、受診がしやすい健康診査体制を模索しながら整備しているなかで、受診をされても精密検査まで至らない方が数多くいらっしゃることも事実です。宇土市国民健康保険の医療費をみると、入院にかかる割合が高いことから、『病気が重症化してから病院に行く。』という傾向がうかがえます。このことから、精密検査受診の徹底と合わせて、重症化予防にも努めていく必要性があると考えます。

また、心の健康については、精神科医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。一方、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とはいえず、根強い偏見も残っており、早期対応に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

## （１）保健・医療の充実

施策名	内容
乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査の充実により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療、早期療育につなげるとともに、保護者の育児不安への対応に努めます。
難病疾患に対する支援	難病疾患に対する住民の意識啓発に努め、住民が難病患者やその家族を支えることのできる地域社会の形成を図るとともに、保健所や各関係機関における連携体制を強化し、難病患者やその家族の生活の質の向上に努めます。
若年者特定健康診査, 特定健康診査, 特定保健指導	生活習慣病予防などの市民の健康増進のため、健康診査を実施し、その結果をもとに保健指導・健康教育・健康相談などの保健事業を推進すると同時に、精密検査の受診推奨を実施します。また、事業の実施にあたっては障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。

重症化予防事業	各種健康診査等により，保健サービスを一層推進し，生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めるとともに，医療や経過観察が必要とされた方への事後指導の充実を図ります。
精神疾患等の予防と早期発見，早期治療の促進	医療機関をはじめとした関係機関と連携し，電話相談や面接相談，家庭訪問指導により，疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
自立支援医療，重度心身障害者医療制度の周知	パンフレットや広報紙などにより，自立支援医療や重度心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

## (2) 精神保健対策の充実

施策名	内容
精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進	家庭や学校，地域や職場において，心の健康づくりに関する情報を普及・啓発するとともに，健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催することにより，精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。
啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について，啓発・広報により利用の促進を図ります。
地域相談支援体制の確立	社会復帰可能な精神障がい者が，精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け，社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう，「宇城圏域障がい者支援協議会」を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに，地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。
精神障がい者に対する保健福祉事業の推進	精神障がい者が安定した生活を送れるよう，関係職員等による家庭訪問，家族への支援などの充実を図ります。

### (3) 難病に関する保健・医療施策の推進

施策名	内容
難病患者等に対する生活支援体制の整備	熊本県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。
難病患者に対する福祉施策の推進	各関係機関との連携を強化し、患者の特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。
あらゆる媒体等を通じた広報・啓発	あらゆる媒体や行事の機会等を通じ、市民に対する高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者など、多様な障がいについての理解の促進に努めます。

### (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

施策名	内容
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添いつつ、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを培います。
保健指導の強化	生活習慣病の発症を未然に防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。
心の健康づくりの推進	心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。
治療環境の整備	保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。

## 7. 雇用・就業，経済的自立の支援

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

障がい者の現在の就労状況をたずねたところ、「働いている」と回答した人の割合は 25.4%となっています。しかし、そのうち正社員等で就労している人は5人に1人以下（18.5%）に留まっています。就業形態は障がい種別によって大きく異なっており、知的障がい者の約3人に2人（66.7%）、精神障がい者のほぼ半数（47.6%）はいわゆる福祉的就労となっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。調査結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられていたのは収入に関するもの（30.4%）となっています。

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、宇城ハローワーク、熊本県南部障がい者就業・生活支援センター結等と連携し、障がい者が一般就労できるよう、取り組んでいくことが大切です。

#### 熊本県南部の就業支援センター

##### ■ 障害者就業・生活支援センター 結

〒866-0876 八代市田中西町 15-15 ナイスビルB号室

TEL・FAX：0965-35-3313

障がいのある方の職業生活における自立及びその雇用・就業の促進を図るために、就業支援と併せて日常生活または社会生活上の支援を行うための相談窓口となり、各関係機関との連絡調整を行います。

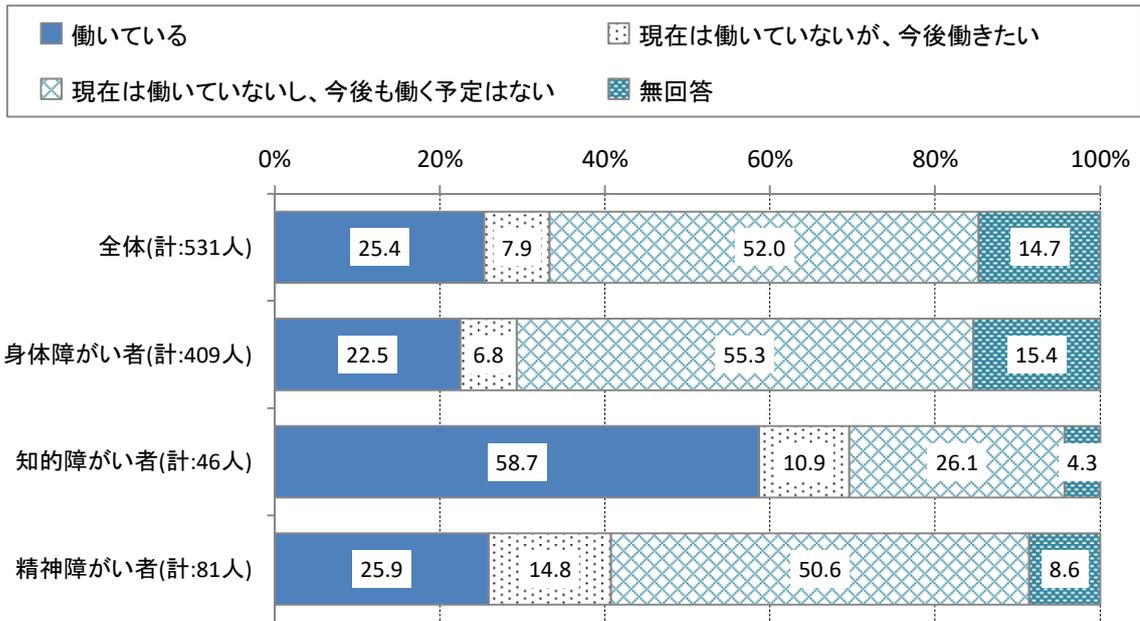
##### ■ 宇城地域障がい者就労支援ネットワーク強化・充実会議

参加者：ハローワーク、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、行政等

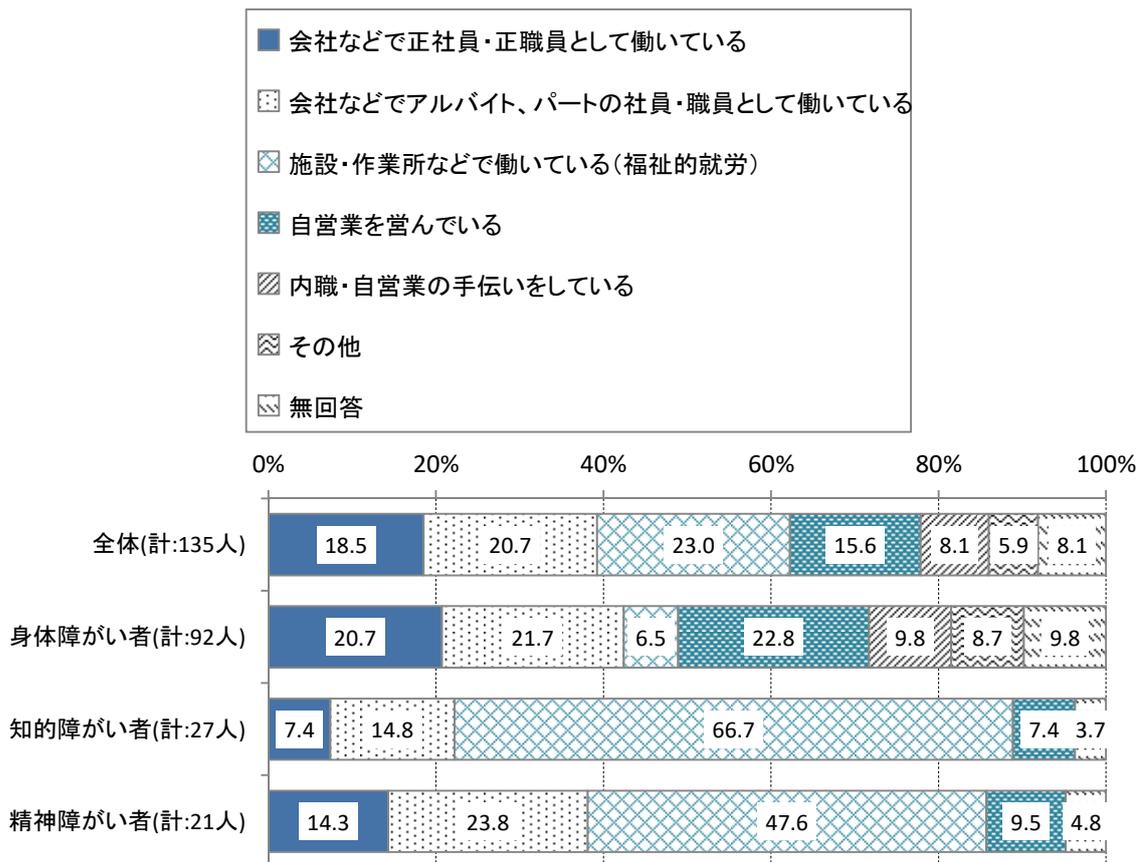
目的：就労支援ネットワークの構築・連携強化、障がい福祉に携わる職員のスキルアップ、情報の共有

活動内容：参加者による事業所見学研修、資源マップ作り

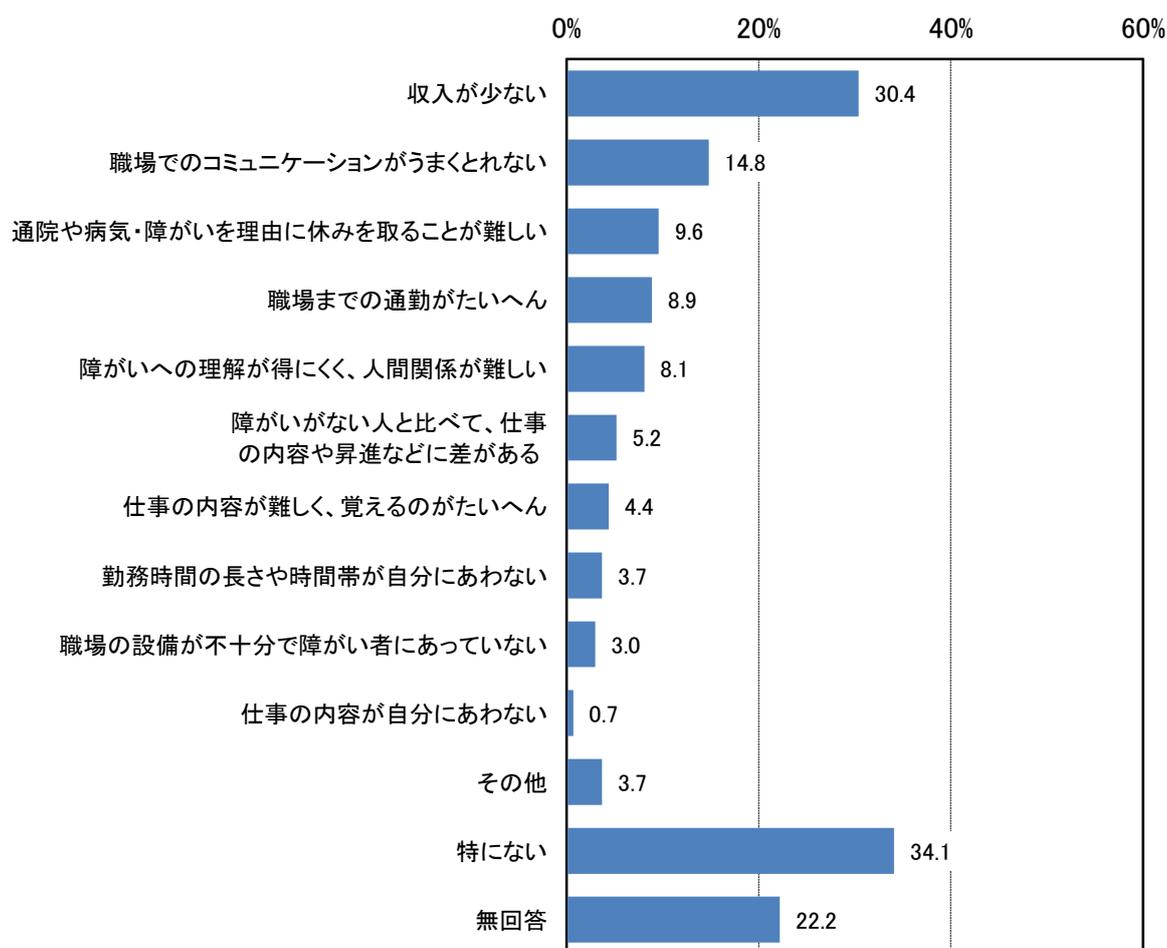
図表 31 現在の就労状況



図表 32 就業形態



図表 33 仕事のことで悩んでいることや困っていること



(計:135人)

### (1) 総合的な就労支援

施策名	内容
就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実	障がい者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。
授産製品の販売支援	福祉的就労の場で製造される製品の行政内の活用や販売拡大に向け、支援していきます。
就労移行支援事業の利用促進	一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、就労支援事業所での就業・生活支援センターやジョブコーチ（職場適応援助者）などの活用を促進します。

<p>企業等に対する理解促進</p>	<p>ハローワーク等の各関係機関と連携し、障がい者雇用に関する啓発と理解促進に努めます。また、職場内の障がい者の理解促進に努めます。企業に対しては、法定雇用率が達成できるようハローワークと連携し、障がい者雇用の促進について、理解や協力を求めていきます。さらに、国や県などの障がい者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置等について広報やホームページ等を活用し、周知を図ります。</p>
<p>障がい者雇用の促進</p>	<p>市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保し、また採用試験の実施方法等における合理的な配慮を行うとともに、働きやすい職場環境の整備に努めます。</p>
<p>就労支援ネットワークの充実</p>	<p>就労支援部会で作製した福祉マップを活用していくとともに、ハローワーク、就業・生活支援センター、特別支援学校等による連携を密にし、就労支援の充実を図ります。</p>
<p>就労支援のネットワークの構築</p>	<p>雇用促進のため、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関とのネットワークの構築を図ります。また、市民・事業主に対して啓発活動を積極的に行い、障がいのある人が職業を通じて社会参加することの大切さの理解を促進します。さらに、「医療機関」、「相談支援事業所」、「就労移行支援事業所」が有している情報を市が仲介し、情報の共有化を図ることで利用者の掘り起こしにつなげます。必要に応じて、「障害者就業・生活支援センター 結」とも連携します。</p>
<p>就労支援の充実</p>	<p>就労体験実習の実績を積み重ねていくとともに、仕事先でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取り組み、利用を促進することで、就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。また、企業等に対してトライアル雇用制度の周知に取り組み、障がい者の雇用を促進します。さらに、近年普及がめざましいパソコン等を利用したテレワークなどへの支援を関係機関に要望します。</p>
<p>障がい者就労支援相談の実施</p>	<p>障がいのある方の就労に関する相談・支援を行う障がい者就労支援相談員を福祉課に配置します。</p>

## (2) 経済的自立の支援

施策名	内容
年金・手当制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当などを紹介したハンドブック等により、各種制度の周知に努めます。
成年後見制度等の周知	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業や、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
各種割引制度の周知	NHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。また、障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。
在宅介護手当の実施	在宅で介護されている人で医師判定書により要介護状態と認められた人、もしくは療育手帳（A1）所持者に在宅介護手当を支給します。

## 8. 教育，文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいのある人、ない人にかかわらず、すべての子どもがともに教育を受けられるようにするためには、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努める必要があります。

障がいのある子どもが園や学校に通ううえで求めることとして、「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」と回答した人が最も多く、71.7%となっています。次いで、「障がいや発達課題などにあわせた環境の整備」(62.0%)、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」(48.9%)と続いており、障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが教育を受けられる状況になるには、多くの課題が残されていることが分かります。

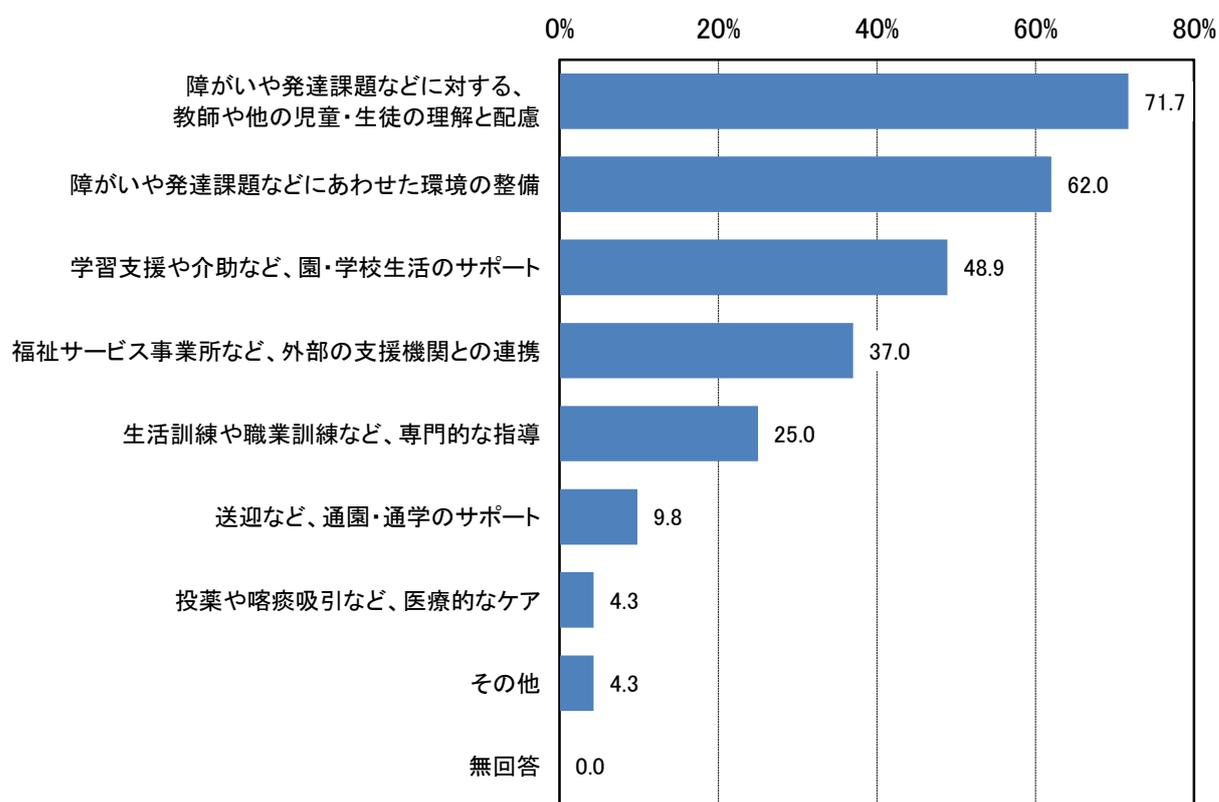
障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育シ

システム」とは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされています。本市においても、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことを追求し、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる特別支援教育の推進に努める必要があります。

調査結果によると、本市の障がい者が参加したいと思うスポーツや文化活動は多岐にわたっています。すべての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにしていくこと、また、これらの活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図っていく必要があります。

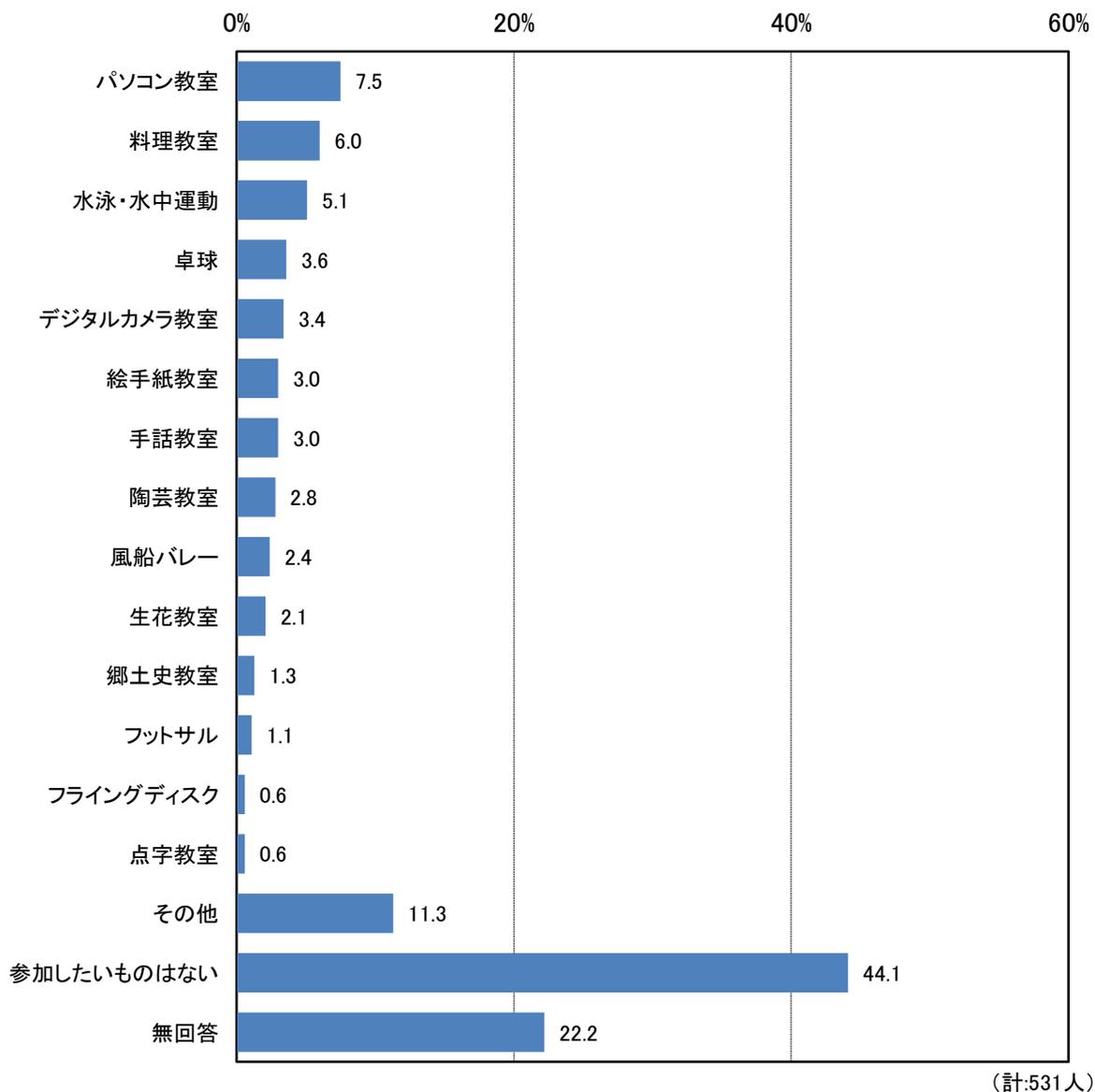
一方で、「参加したいものはない」との回答が44.1%あります。障がい者によって障がいの部位や程度は様々ですが、様々なスポーツや文化活動についての情報を提供することで、参加を促していくことが大切です。

図表 34 通園や通学をする場合に困っていること



計: 92人

図表 35 どのようなスポーツや文化活動に参加したいか



## (1) 療育の充実

施策名	内容
早期療育の充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関との情報の共有化や連携を図り、療育事業の充実に努めます。
療育、教育相談、教育支援に関する広報の充実	子どもの就学先を決定するにあたっては、子どもにとって「今、どのような学びが必要であるか」を第一に考え、我が子の障がいに戸惑いや不安を抱く保護者の精神的な負担を緩和し、子どもにとってよりよい就学先を決定するために、できる限り早い時期に相談・支援を受けられるよう、療育・教育相談や教育支援等について周知していきます。
障がい児保育等の充実	障がいのある子どもを保育所や幼稚園、児童クラブで受け入れることができるように体制整備に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、保育内容の充実に努めます。
個別支援ファイルの作成	障がいのある子ども一人ひとりの成育状況や支援の経過を記録する支援ファイルを作成します。支援ファイルをもとに、医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が、情報を共有化し、連携して支援に当たることができるよう活用していきます。
療育相談の周知と充実	宇城圏域で設置している宇城地域療育センターにおいて療育相談を実施しています。運動発達や言葉の遅れ、落ち着きがないなど、子どもの心配事や悩み事について、専門の相談員が相談に応じています。また、保育園や幼稚園などの児童施設等の職員に対する療育指導の充実に努め、広報及びホームページで周知していきます。
難聴児補聴器購入費助成事業の実施	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の聴覚障がいのある児童に対して、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入経費の一部を助成します。

## (2) 学校教育の充実

施策名	内容
教育相談, 教育支援体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに, 障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に即した就学を進めるため, 本人, 保護者の意向を尊重しながら教育支援に努めます。
学校施設のバリアフリー化	学校施設については, 障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を過ごせるようバリアフリー化に努めます。
特別支援教育推進体制の整備	<p>発達障がいを含むすべての障がいのある児童・生徒の支援のため, 各学校において特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修や外部専門員(特別支援学校や療育センター)による巡回相談等を実施し, 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して効果的な教育活動を行うための支援に努めます。</p> <p>また, 福祉関係機関等と連携した宇土市特別支援連携協議会を設置し, 就労までを見通した支援体制を充実させるため, 学校における支援体制を整備するとともに, 地域住民への理解促進に努めます。</p> <p>さらに, 教育上特別の支援を要する児童・生徒に対し, 一人ひとりの特性・能力に合わせた学習支援を行うため, 小・中学校に非常勤職員を配置し, 児童・生徒の支援に努めます。</p>
インクルーシブ教育の充実	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため, 各学校の特別支援学級等において, より身近な地域で専門的な教育を受けられるように努めるとともに, 障がいのある人, ない人にかかわらず, すべての子どもがともに学ぶ機会の充実を図ります。

### (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策名	内容
学習活動の支援	市立図書館、公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。
市主催事業での手話通訳等の実施	市主催の学習会・講演会などに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。
点字図書・大活字本の整備充実	市立図書館での点字図書・大活字本を充実するよう努めます。

### (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策名	内容
障がい者スポーツの振興	各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツのできる施設の整備等を通じた障がい者スポーツを振興するための体制整備について検討します。毎年開催している福祉スポーツ大会の参加者を拡大し、交流の場としても活用します。
ボランティアの参加促進	スポーツ大会へのボランティアの参加を促進し、障がい者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ります。
市民に対する広報活動の展開	「障害者週間」(12月3～9日)を通じて障がい者についての理解を促進するためのポスター、作文集を作成、配布し、イベントを開催するなど、障がい者団体と連携して、市民に対する広報活動を展開します。
聴覚障がい者、視覚障がい者に対する情報提供体制の整備	字幕(手話)ビデオカセットの貸出等を行う聴覚障がい者情報提供体制を整備するとともに、点字図書館の情報化に対応した機能を充実します。
入場料・使用料の減免措置の充実	障がい者の社会参加を促進するため、公営施設の入場料・使用料の減免措置を充実します。
芸術祭や展覧会等の開催支援	障がい者の参加する芸術祭や展覧会等の開催を支援します。
地域の人々との交流促進	市内の各種イベントが障がい者も参加しやすいものとなるよう努め、交流促進を図ります。

# 第5章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量

## 1. 障がい福祉サービス等に関する数値目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者基本法改正法では、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と規定されています。

暮らしの場においても、障がい者の自己決定権を擁護していく必要があることから、国の指針では、施設入所者の地域生活への移行を支援し、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することとされています。

#### ①平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。【国指針】

#### ②平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本。【国指針】

平成28年度末時点の施設入所者数

45 (A)

【目標】目標年度入所者数

41 (B)

【目標】削減見込 (A - B) (②)

(A) - (B)	割合 (%)
4	8.9

(2%以上)

【目標】地域生活移行者数 (①)

	割合 (%)
5	11.1

(9%以上)

※ 平成28年度末時点の施設入所者数(A)から(①)に挙げる方が地域移行されますが、別途、新たに入所する方がいるため、結果として目標年度には、(B)に挙げる入所者数になります。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

### ①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。【国指針】

【目標】市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

有

※ 圏域で保健所が事務局となり「精神障がい者地域移行支援連絡会」を開催している。市町の精神保健福祉担当者・精神病院及び相談支援事業所担当者・県精神保健福祉センター、障がい者支援課及び地域振興局福祉課担当で構成。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域には、障がい児・者を支える様々な資源が存在します。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要となります。

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本。【国指針】

【目標】地域生活支援拠点等の整備数

1

カ所

基幹相談支援センターでは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、様々な相談に対応し、障がいのある方が自立した生活を続けていくことができるよう支援します。

【目標】 基幹相談支援センターの設置

1 カ所

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、関係機関とも連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいくことが大切です。

本計画では、国の指針に基づき、平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを目標とします。

また、平成 32 年度中に就労移行支援事業等の利用者数が平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指します。

さらに、平成 30 年度から新設される就労定着支援については、国の指針に基づき、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目標とします。

##### ①就労移行支援事業所等を通じて平成 32 年度中に一般就労する者の数

平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。【国指針】

##### ②就労支援事業の利用者数等

###### 1) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。【国指針】

## 2) 就労定着支援による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本。【国指針】

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数 (平成28年度)	5	(A)
【目標】年間一般就労移行者数 (平成32年度)	8	Aの1.5倍以上
平成28年度末の 就労移行支援事業利用者数	10	(B)
【目標】就労移行支援事業利用者数	12	Bの2割以上 (平成32年度末)
平成30年度において、就労定着支援事業の利用を開始した人数	6	
【目標】就労定着支援事業による 支援を開始した時点から1年後の 職場定着率(平成31年度)	5	80%以上
平成31年度において、就労定着支援事業の利用を開始した人数	7	
【目標】就労定着支援事業による 支援を開始した時点から1年後の 職場定着率(平成32年度)	6	80%以上

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までの設置に向けて検討します。

また、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を宇城圏域に確保するとともに、平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

#### ①重層的な地域支援体制の構築

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。【国指針】

## ②重症心身障がい児等への支援体制確保

### 1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本。【国指針】

### 2) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本。【国指針】

## ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。【国指針】

項目	数 値	備 考
【目標】児童発達支援センターの整備数	1 カ所	宇城圏域に 1 カ所整備予定
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 カ所	宇土市に 1 カ所整備済み
【目標】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1 カ所	宇城圏域に 1 カ所整備予定
【目標】保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1 カ所 設置	宇城圏域に 1 カ所設置予定

## 2. 障がい福祉サービス等に関する各サービスの見込量

第5期計画期間における障がい福祉サービスの見込量については、本市の障がいのある人の現状・動向を踏まえたうえで、国の指針、第4期計画期間中のサービス利用実績及び今後の事業所の事業展開意向等をもとに設定しました。

なお、平成29年度の実績については、平成29年11月末時点での実績をもとに算出した実績見込みです。

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

#### 居宅介護

居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	590	729	770	840	910	980
人/月	45	49	55	60	65	70

※ 時間/月：月間のサービス提供時間(以下、同じ)

※ 人/月：月間の利用人数(以下、同じ)

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	125	94	0	125	125	125
人/月	1	1	0	1	1	1

## 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	42	49	55	63	63	63
人/月	6	6	6	7	7	7

## 行動援護

重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	0	0	0	10	10	10
人/月	0	0	0	1	1	1

## 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
時間/月	0	0	0	0	0	0
人/月	0	0	0	0	0	0

## （2）日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

### 生活介護

常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行ったりします。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	1,457	1,415	1,503	1,710	1,900	2,090
人/月	78	76	80	90	100	110

※ 人日/月：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（以下、同じ）

## 自立訓練

障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。

### 自立訓練（機能訓練）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	8	12	14	10	10	10
人/月	1	1	1	1	1	1

### 自立訓練（生活訓練）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	78	50	54	64	64	64
人/月	5	3	3	4	4	4

## 就労移行支援

就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	97	127	123	160	176	192
人/月	6	8	8	10	11	12

## 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。

### 就労継続支援（A型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	1,210	1,248	1,385	1,500	1,640	1,780
人/月	60	62	68	75	82	89

### 就労継続支援（B型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	885	900	934	1,098	1,278	1,458
人/月	51	52	51	61	71	81

## 就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月				6	7	8

## 療養介護

医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	14	15	16	17	17	18

## 短期入所

居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

（福祉型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	55	51	69	72	78	84
人/月	12	10	9	12	13	14

（医療型）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	12	14	10	30	40	40
人/月	1	2	3	3	4	4

## （3）居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスを行います。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

#### 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、随時の対応も行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月				2	2	2

#### 共同生活援助

障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	40	40	42	44	46	48

#### 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	47	45	44	43	42	41

### （4）相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

#### 計画相談支援

障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	42	45	45	51	54	57

## 地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	0	0	0	2	3	4

## 地域定着支援

居宅において、単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	0	0	0	2	3	4

## （5）障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援

障がい児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障がい児相談支援」と「障がい児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

### 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障がい児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/月	8	13	17	20	23	26

### 児童発達支援

身近な地域で就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	123	164	150	153	162	171
人/月	44	48	43	51	54	57

### 医療型児童発達支援

上肢，下肢または体幹の機能の障がいのある幼児に対して児童発達支援及び治療を行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	16	9	19	18	24	30
人/月	2	2	3	3	4	5

### 放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対し，授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において，生活能力の向上のための訓練，社会との交流の促進等を継続的に提供することにより，学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	450	619	853	1,211	1,491	1,771
人/月	65	90	133	173	213	253

### 保育所等訪問支援

障がい児施設の専門機能を活かして，その職員が保育所など集団生活を営む施設等を訪問し，その施設における障がい児の集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月	5	1	0	4	6	8
人/月	3	1	0	2	3	4

### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって，障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人日/月				0	0	0
人/月				0	0	0

## (6) 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にあります。障がい者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障がい児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

コーディネーターの配置人数

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人				0	0	1

## 3. 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

なお、平成29年度の実績については、平成29年11月末時点での実績をもとに算出した実績見込みです。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を無くすために、障がいのある人等への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指すものです。

理解促進研修・啓発事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

#### ◆ 事業の実施に関する考え方

平成32年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

事業内容に係るニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

自発的活動支援事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

平成32年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

地域における取り組み状況に関して情報の収集に努めます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

障害者相談支援事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
カ所	2	2	2	2	2	2

基幹相談支援センター

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
設置の有無	無	無	無	無	有	有

#### 市町村相談支援機能強化事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
実施の有無	無	無	無	無	有	有

#### 住宅入居等支援事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
実施の有無	無	無	無	無	有	有

#### ◆ 事業の実施に関する考え方

本市においては、2カ所の事業所（うきうき地域生活支援センター・相談支援センターこすもす）と障害者相談支援事業の委託契約を結んでいます。また、平成31年度までに基幹相談支援センターを宇城圏域に1カ所設置予定であり、その他の未実施の事業についても併せて事業化を目指します。

#### ◆ 見込量を確保するための方策

地域の関係機関との連携を図ります。

### （4）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な方の権利を、成年後見人等の支援者を選ぶことで法律的に支援する制度です。成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理（財産管理）と医療・介護等の手続き（身上監護）などがあります。また、成年後見人等の支援者は、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行ったりすることができます。成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類があり、また、法定後見人は本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3区分があります。

#### 成年後見制度利用支援事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	1	1	0	1	1	1

#### ◆ 事業の実施に関する考え方

判断能力が不十分である知的障がいまたは精神障がいがある者に対し、市長が後見人等の開始の申し立てを行い、その申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等を補助します。

◆ 見込量を確保するための方策

制度や事業内容等について周知を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援する事業です。

成年後見制度法人後見支援事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

平成32年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

法人後見を実施する団体を確保するため、制度の周知及び働きかけを行うよう努めるとともに、他市町村との連携について協議していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、また、市役所に手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	114	91	108	110	110	110

手話通訳者設置事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
カ所	0	0	0	検討	検討	有

◆ 事業の実施に関する考え方

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、「熊本県ろう者福祉協会」と委託契約を結んでいます。また、手話通訳者設置事業については、平成32年度までの事業化を目指し、検討を進めていきます。

◆ 見込量を確保するための方策

制度の周知に努めるとともに、関係団体との連携を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

介護・訓練支援用具（特殊寝台，移動用リフト等）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	2	2	2	2	2	2

自立生活支援用具（入浴補助用具，移動・移譲用支援用具等）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	6	10	4	7	7	7

在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器・パルスオキシメーター等）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	4	1	4	3	3	3

情報・意思疎通支援用具（視覚障がい者用ポータブルレコーダー等）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	3	2	2	3	3	3

排泄管理支援用具（ストマ装具，紙おむつ等）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	692	716	730	742	754	766

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
件/年	0	1	0	1	1	1

◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズを把握し、制度の見直しを行いながら、事業を実施します。

◆ 見込量を確保するための方策

ホームページ等による制度の周知に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

障がい者との交流に必要とされる支援者を養成するため、奉仕員養成研修を行うことにより、障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

手話奉仕員養成研修事業

(2市6町全体の人数)

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	7	6	14	15	15	15

◆ 事業の実施に関する考え方

宇城市と協定を結び、2市6町により共同で事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

ホームページ等による制度の周知に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

移動支援事業

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人	20	16	17	18	19	20
延べ時間	1,122	1,074	1,161	1,170	1,235	1,300

◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズに応じて、事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。

◆ 見込量を確保するための方策

サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

## (10) 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

### 地域活動支援センターⅠ型

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
カ所	1	1	1	1	1	1
人/年	2,457	2,230	2,162	2,200	2,200	2,200

### 地域活動支援センターⅢ型

単位	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
カ所	1	1	1	1	1	1
人/年	72	42	100	110	120	130

#### ◆ 事業の実施に関する考え方

市内1カ所(うきうき地域生活支援センター<Ⅰ型>), 市外1カ所(宇城きぼうの家<Ⅲ型>)に委託し, 宇城圏域において共同で事業を実施しています。

#### ◆ 見込量を確保するための方策

制度の周知を図るとともに, 事業所との連携強化に努めます。

## (11) 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

訪問入浴サービス事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	1	1	1	1	2	2

### ◆ 事業の実施に関する考え方

利用者のニーズに応じて、事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。

### ◆ 見込量を確保するための方策

利用ニーズの把握に努めるとともに、サービス提供事業所への働きかけを行います。

## (12) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

障がい者等日帰りショートステイ事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人	36	42	57	60	63	65
回数	459	725	1,131	1,200	1,260	1,300

障害児タイムケアサービス事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人	6	10	10	10	10	10
回数	531	665	760	760	760	760

### ◆ 事業の実施に関する考え方

障がい者等日帰りショートステイ事業については、利用者のニーズに応じて、サービス提供事業所と適宜契約を結びながら事業を実施しています。また、障害児タイムケアサービス事業については、宇城市と協定を結び事業を実施しています。

### ◆ 見込量を確保するための方策

サービス提供事業所の確保と情報提供等の充実に努めます。

### (13) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供するなど、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

#### スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	139	0	91	130	130	130

#### 点字・声の広報等発行事業

単位	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人/年	7	7	7	7	7	7

#### ◆ 事業の実施に関する考え方

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業として、毎年「宇土市福祉スポーツ大会（ペタンク大会）」を開催しています。また、点字・声の広報等発行事業では、熊本県点字図書館に委託をし、音声コードによる「広報うと」の発行を行っています。

#### ◆ 見込量を確保するための方策

各事業の内容について、ホームページ等により周知を図ります。

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進のために

障がい者の地域生活への移行，就労支援などの推進にあたっては，福祉サイドのみならず，地域，雇用，教育，医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり，ハローワーク，特別支援学校，医療機関等の関係機関との連携を図り，地域ネットワークの強化に努めます。また，障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

#### (1) 制度の普及啓発

「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ，自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」の実現は障がい及び障がいのある方に対する地域社会の理解が不可欠です。

障がいや障がいのある方に対する理解と正しい知識の普及に向け，障害者総合支援法の普及啓発に努めるとともに，「ノーマライゼーション」の理念の定着を図ります。

#### (2) 障がい者ニーズの把握・反映

障がいのある人への各種の施策やサービスを効果的に実行するため，施策の内容や提供方法などについて，必要に応じて障がいのある人との意見交換や意見聴取の場を設け，当事者やその家族，関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

### (3) 地域社会の理解促進

障がいのある，なしにかかわらず，市民がともに暮らす地域の実現のために，地域の住民に障がいについての正しい理解をさらに深めてもらう必要があります。

そのため，市はもとより社会福祉協議会とも連携し，住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに，各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

## 2. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては，福祉課が事務局となり，計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握，点検及び評価を行い，必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

### (1) 計画の達成状況の進行管理

各年度において，サービスの供給量のほか，地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価を行います。

障がいのある方や当事者団体等との意見交換等を通じた点検・評価に取り組みます。

### (2) 人材の養成確保及び資質の向上

障がい福祉サービスの量的な整備とともに，サービスの質的向上を図るために，ホームヘルパーや地域における専門スタッフ等の計画的養成に努めます。

また，県や近隣自治体との連携を図り，施設職員，作業療法士，理学療法士など，リハビリテーションに係るマンパワーの充実に広域的に取り組んでいきます。

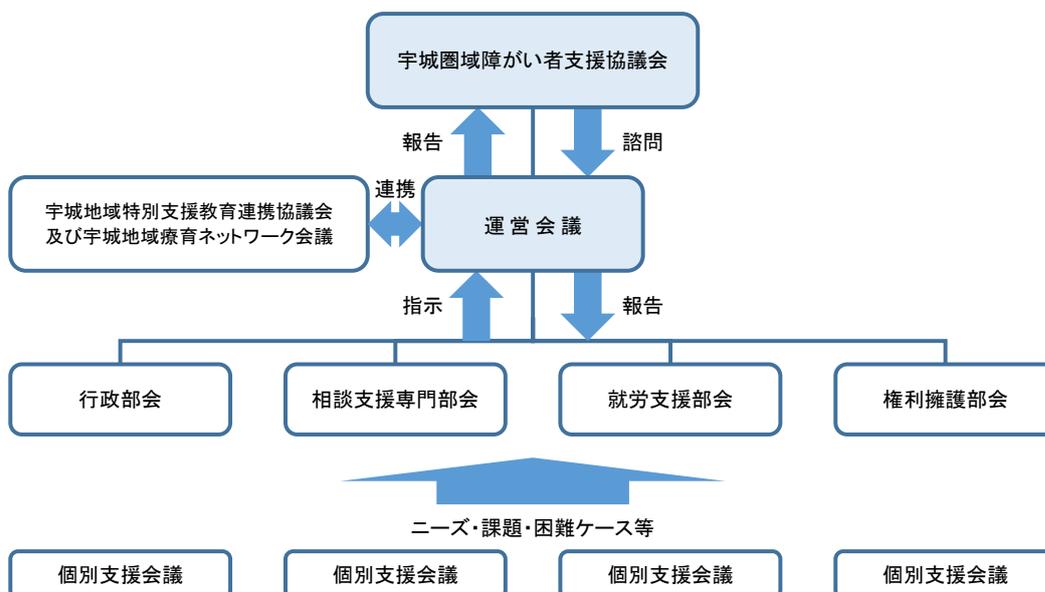
### (3) 庁内推進体制の整備

関係各課や関係機関との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### (4) 関係機関等の連携

障がい者の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが必要であることから、中核的役割を果たす協議の場として、障がい福祉サービス事業者、雇用・教育・医療といった関連する分野の関係者等からなる「宇城圏域障がい者支援協議会」で中立、公平な相談支援事業の運営評価等を実施するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、市民をはじめ、関係する機関が数値目標を共有化し、地域ネットワークの強化に取り組みます。

図表 36 宇城圏域障がい者支援協議会の概要図



### 3. 宇土市障害福祉計画等策定委員会策定委員名簿

	委員氏名	団 体・役 職 名
1	勝目 康裕	宇土地区医師会・会長
2	中熊 倉次	宇土市身体障害者福祉協会・会長
3	林 真樹	宇土市手をつなぐ育成会・会長
4	千代丸 智也	うきうき地域生活支援センター・センター長
5	中川 富士江	宇城難病友の会・事務
6	梅田 伊津子	銀河の会 銀河カレッジ・施設長
7	横山 幸輝	ライフサポートセンター リアン・管理者
8	吉田 光宏	ワーキングオフィスきらり・施設長
9	濱下 かおり	NPO 法人こころ・コミュニケーションの発達支援・副理事長
10	山本 文市	宇土市民生委員児童委員連絡協議会・会長
11	宮本 敬三	宇土市社会福祉協議会・事務局次長
12	深田 徹	学校教育課・課長補佐
13	伊藤 順子	健康づくり課・課長補佐

## 4. 用語集

### 【あ】

#### ●アクセシビリティ

障がいのある人や高齢者などのだれもが様々な製品や建物，サービスなどを支障なく利用できるかどうか，またはその度合いを表す言葉。

#### ●ウェブアクセシビリティ

障がいの有無や年齢などの条件に関係なく，だれもが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。

### 【さ】

#### ●障がい者

何らかの原因によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けざるを得ない者。障害者総合支援法では，身体障がい，知的障がい，精神障がい（発達障がいを含む），難病等の4つの障がいが規定されている。

#### ●障がい児

児童福祉法の規定においては，身体障がい，知的障がい，精神障がい（発達障がいを含む），難病等のある者で，満18歳に満たない者。

#### ●ジョブコーチ（職場適応援助者）制度

障がい者が職場に適応できるよう，ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて，障がい者が仕事に適応するための支援，人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また，支援が終わった後も安心して働き続けられるように，企業の担当者や職場の従業員に対しても，障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

## ●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいがある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

## ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

## ●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めたと者に交付する手帳。障がいの程度により 1 級から 3 級に区分される。

## ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

## ●ソーシャルインクルージョン

差別や偏見等によって地域社会から排除された人々を再び地域に包み込むように迎え入れることを意味する。地域では、今日的な「つながり」の再構築が必要であり、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうための社会福祉を模索する必要がある。

## 【た】

### ●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ●テレワーク

通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働く労働形態のこと。

### ●特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### ●トライアル雇用

ハローワークが紹介する労働者を短期間（原則として3ヶ月）雇用し、その間に企業は能力や適性を把握し、労働者は仕事をするうえで必要な指導などを受け、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。

## 【な】

### ●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

### ●日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

## ●ノーマライゼーション〔normalization〕

常態化，正常化，標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり，あらゆる人々がともに暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベンクト・ニリエにより提唱。

## 【は】

### ●発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

### ●バリアフリー〔barrier free〕

障がい者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

### ●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，一般民間企業，特殊法人，国，地方公共団体の機関について，その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

## 【ま】

### ●民生委員

民生委員法に基づき，各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において，担当の区域又は事項を定めて，①常に調査を行い，生活状態をつまびらかにしておくこと，②保護を要するものを適切に保護指導すること，③社会福祉事業施設と密接に連絡し，その機能を助けること，④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること，などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

## 【や】

### ●ユニバーサルデザイン〔universal design〕

障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

## 【ら】

### ●リハビリテーション〔rehabilitation〕

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障がい者のライフステージのすべての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

### ●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。障がいの程度により、A1，A2，B1，B2に区分される。



宇土市第3期障がい者プラン  
宇土市第5期障がい福祉計画 宇土市第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

---

発 行 宇土市  
企画・編集 宇土市役所 健康福祉部 福祉課  
〒869-0492 熊本県宇土市浦田町5-1番地  
電話：0964-22-1111 FAX：0964-22-5515

---